



第5次

戸沢村 総合計画

令和3年3月
山形県最上郡
戸沢村

目 次

1 第1章 基本構想

- 2 第1節
総合計画の基本事項
- 4 第2節
社会潮流と本村の概況
- 10 第3節
村民意識と村づくりの課題
- 22 第4節
基本理念と将来像
- 26 第5節
村づくりの基本方針
- 28 第6節
施策体系
- 29 第7節
計画の推進

31 第2章 基本計画

- 32 基本方針1
安心して暮らせる潤いと
やすらぎのある村づくり
- 48 基本方針2
活力に満ちた豊かな村づくり
- 68 基本方針3
健康で笑顔あふれる
元気な村づくり
- 86 基本方針4
文化と自然を大切にする
心豊かな村づくり
- 96 基本方針5
村民の参加と協働による
村づくり

105 第3章 参考資料

- 106 第1節
戸沢村振興審議会条例、
委員名簿
- 109 第2節
諮問、答申書
- 111 第3節
計画の策定経過

■「障害」「障がい」の表記

原則は「障害」（漢字）の表記。人を表す場合は「障がい」（平仮名）と表記しています。ただし、法律名、固有名詞等は原文通りに表記しています。

また、「障がい者」には障がい児（18歳未満）を含みます。

策定にあたり

平成23年度からの10年間に亘り、「自立・活力・協働による元気な村の創造」を基本理念に第4次戸沢村総合計画に基づき、この間、村政運営を行ってまいりました。

10年の成果といたしましては、村の基幹産業である農業分野において、戸沢地区の254町歩に及ぶ基盤整備事業の実施や6次産業化の推進に伴う遊休施設を利用した加工場の新設、農作業機械購入補助金に代表される各種支援事業を用意しながら経営の安定化の基盤づくりに取り組んでまいりました。大規模な養豚場の誘致も行われ、雇用の場の確保のみならず、今後の耕畜連携による相互の経営コストの削減、環境負荷の少ない循環型農業を可能とする基盤を確保することができたと考えます。

教育分野においては、小学校4校、中学校2校それぞれの統廃合を実施、戸沢学園を建築、また隣接して保育所も新築しました。より安心安全で高速交通網にもアクセスしやすい場所に教育環境を整備いたしました。廃所施設利活用として、生涯学習センターの設置や戸沢地域ふれあいセンターの設置などを行い社会福祉協議会とも連携し、村民の健康増進・子育て支援・各種集會行事を通して福祉の充実を図ってまいりました。

各分野において、ハード面を強化しつつ、各拠点を基軸とした村民生活の基盤づくりと充実を目指してまいりました。

令和3年度からスタートします「第5次戸沢村総合計画」においては、10年間を見通して、「最上川・笑顔・いきいき 夢あふれる故郷（ふるさと）戸沢村」を標榜し、ハード面での整備からソフト面へ方向性を転換し、雇用の促進、村民所得の向上、子育て支援の充実、健康増進、人口減少抑制などの様々な課題に取り組んでまいります。

東日本大震災、また近年多発する豪雨災害等についても、国の制度、施策を活用しながら村土の強靱化に努めてまいります。関連する、自主防災組織の育成・強化を図り村民一人一人が安心して暮らせる村づくりを推進いたします。

本村は、「国民健康保険発祥の地」でもあり、伝統と文化に根差した村民の持つ「共同の精神」を十分に発揮いただき、村民が主役となり得るべく協働の村づくりのため、本計画の施策を着実に実行してまいります。村民の皆様方はじめ、関係機関・団体・企業の皆様の益々のご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や、ご提案いただきました村民の皆様また、ご尽力賜りました戸沢村振興審議会の皆様に衷心より御礼申し上げます。

令和3年3月

戸沢村長 渡部 秀勝



答申のことば

令和2年6月24日に「第5次戸沢村総合計画」の策定について、村長より諮問を受け、中長期的な視点に立ち、前計画の進捗状況を踏まえ、今後のまちづくりの目標や政策の取り組み方法などについて審議を重ねて参りました。この度、令和3年1月27日に計画書をまとめ上げ、答申をさせていただきました。



平成27年度に策定された「戸沢村人口ビジョン」にて、見える化しながらの施策が功を奏し、目標値を上回る人口となっています。現在の出生率を勘案すれば、不安はぬぐい去ることは難しい中ではございますが、村民一人一人が夢を持ち、安心して暮らせるまちづくりを推進していけば、人口減少の緩和が図られます。自然豊かなこの戸沢村が「活気に満ち、夢があふれる村」となるように望んでおります。安心で活力に満ちた笑顔あふれ、健康で、助け合いの心を大切にする村づくりのため、5つの柱を基本方針とし、「最上川・笑顔・いきいき 夢あふれる故郷（ふるさと） 戸沢村」を将来の姿といたしました。

近年、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症等生命が脅かされるほどの出来事が頻発し、精神的な不安はもとより、経済的な不安にさいなまれています。このような事態を払拭していくためにも行政・住民が一体となった取り組みが必要となってきます。近隣市町村とも協力しながら持続可能な村づくりが実現することを切望いたします。

最後になりますが、お忙しい中、お集まりいただき、ご意見・ご審議いただいた戸沢村振興審議会委員の皆様、事務局の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

戸沢村振興審議会 会長 **加藤 文明**

戸沢村村民憲章

私たちは、出羽の山々を仰ぎ、最上川を母として育まれ
発展してきた「山と川とみどり豊かなふる里」の住民です。

私たちは、歴史と風土に恵まれた戸沢村民であることに
誇りをもち、ここに五つの誓いをたて、村づくりにつとめます。

- 1、郷土を愛し、生きがいと豊かさをもとめよう
- 2、歴史と伝統を大切にし、文化を高め視野をひろめよう
- 3、働くことに誇りをもち、喜びと感謝の心をやしなおう
- 4、心と体をきたえ、希望と楽しさをもとめよう
- 5、互いに助け合い、思いやりと奉仕の輪をひろげよう

第1章

基本 構想

第5次戸沢村総合計画

第1節

総合計画の基本事項

第1項 総合計画策定の趣旨

戸沢村（以下、「本村」という）は、平成23年度からの10年間、第4次戸沢村総合計画（以下、「前計画」という）に基づき、「自立・活力・協働による元気な村の創造」を目指して村づくりを進めてきました。

この間、国は東日本大震災からの復興、経済再生、地方創生を進めてきました。一方で、少子高齢化による人口減少の加速、自然災害の頻発と激甚化、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等が社会経済と国民生活に大きな影響を及ぼしています。

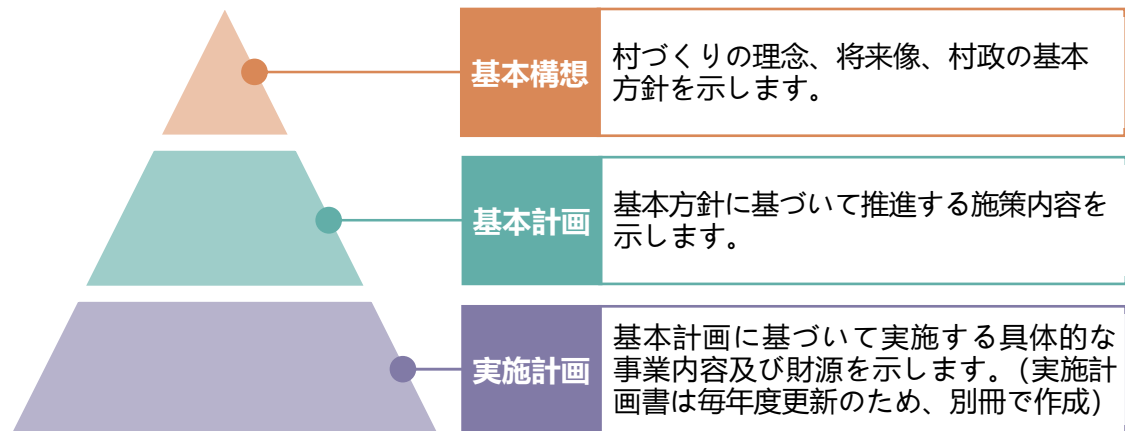
本村が発展し続けるためには、変わり続ける時代を見据えた中長期的な視点の村づくりが必要です。第5次戸沢村総合計画（以下、「第5次総合計画」という）は、村民意向調査や各種懇談会を通じた村民の声を生かし、村民と一緒に向こう10年間の村づくりの指針とするものです。



第2項 総合計画の構成、計画期間

第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの階層で構成します。

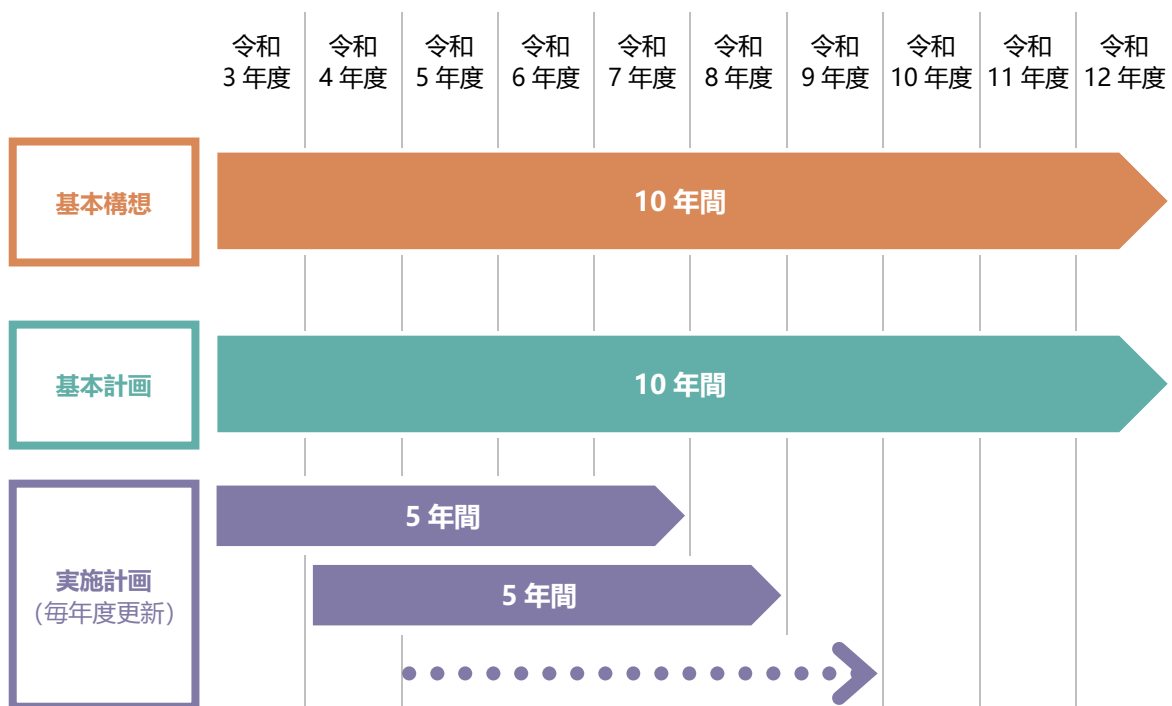
第5次総合計画の構成（3つの階層）



「基本構想」及び「基本計画」は村づくりの中長期的な指針として、計画期間を令和3年度（2021年）から令和12年度（2030年）までの10年間とします。

「実施計画」は具体的な事業と財源を社会情勢の変化に適切に対応するため、計画期間は5年間とし、かつ、毎年度事業ローリング（更新）します。

第5次総合計画の計画期間



第2節

社会潮流と本村の概況

第1項 沿革・地勢

本村は昭和30年4月に3村（旧戸沢村、旧古口村、旧角川村）が合併し、現在の「戸沢村」が誕生しました。山形県の北部・最上地方に位置し、東は新庄市、西は庄内町、南は大蔵村、北は鮭川村と酒田市に接しており、東西18km、南北23kmに広がり、面積261.31km²です。

村の中央を日本三大急流の最上川が東西を貫き、古くから最上川舟運の要衝として栄え、俳人の松尾芭蕉や正岡子規をはじめ、多くの文人たちの歴史も数多く残されています。また、年間のうち、約4か月間は降雪に見舞われる寒冷の地です。

日本で初めて国民健康保険の仕組みをつくった「共助の精神」は、村づくりの大切な理念として今も村民に受け継がれています。

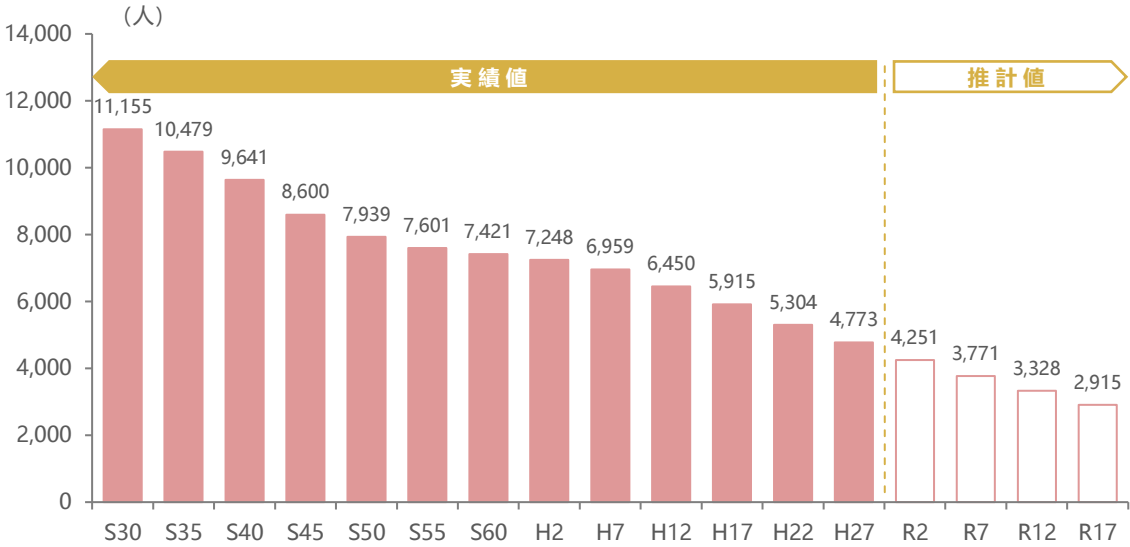


第2項 人口減少、少子高齢化の進行

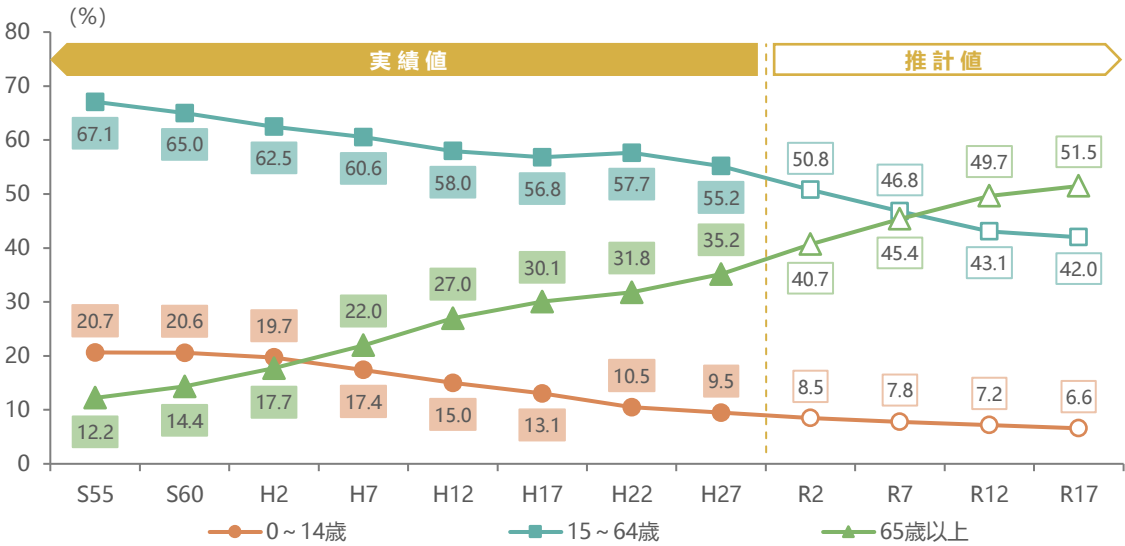
国全体は既に人口減少社会を迎えています。山形県は国全体よりも10年程度先に進んだ状態で少子高齢化が進み、人口減少が加速しています。

本村は3村合併以降も人口が減少し続けており、この60年で人口は半数以下の4,000人台となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、10年後の令和12年（2030年）は3,300人程度と推計されています。また、少子高齢化も進み、令和12年（2030年）は人口の約半分以上が65歳以上になる見通しです。

人口 / 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」



年齢構成 / 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」



第3項 産業構造、働き方の変化

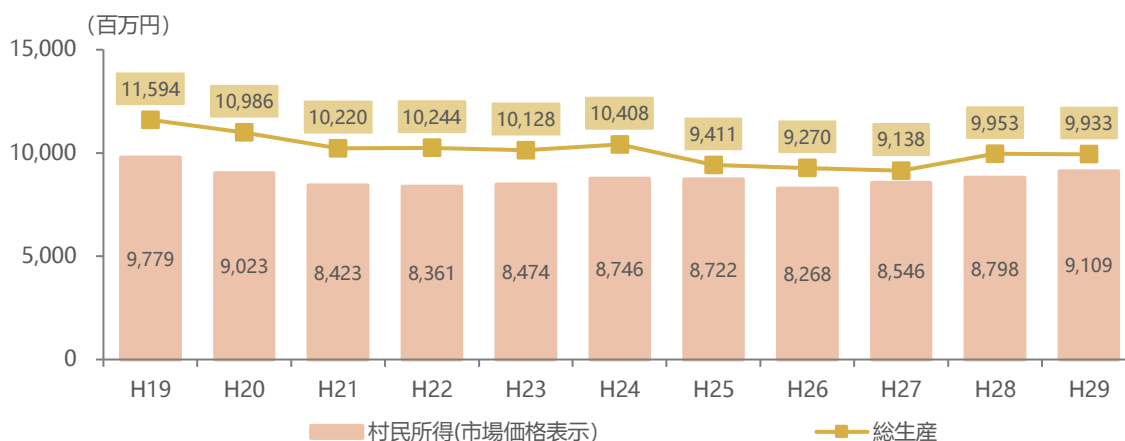
グローバル化による国際競争の激化、製造業の海外生産比率の高まり、技術革新等により、産業構造は変わり続けています。また、国では生産年齢人口の減少から働き手不足が深刻であり、女性、高齢者、外国人も含めて誰もが働きやすい社会に向けて動き出しています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に今後の企業経営は「集約型」から「分散型（サテライトオフィス、リモートワーク等）」に、サプライチェーンは国内回帰が進みます。職住近接や自然の中での「密のない働き方」の広がりも予想されます。

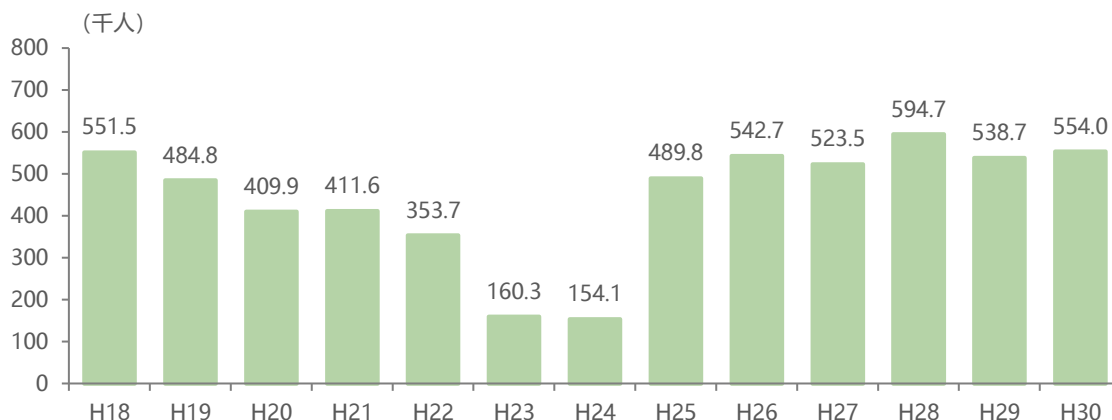
農業を基幹産業とする本村の近年の地域経済を見ると、村内総生産はやや減少の傾向（右肩下がり）にあり、村民所得は平成20年からほぼ横ばいです。他方、東日本大震災の影響で落ち込んだ観光客入込数は50万人台に回復したものの、依然、厳しい状況です。

まだまだ厳しい状況の本村の産業にとっては技術革新、「分散型」への転換、自然豊かな地方で暮らす生活スタイルの普及等を人材や後継者の確保、生産性向上、移住促進につなげ、地域経済を回復させるチャンスにすることが必要です。

村内総生産、村民所得 / 山形県市町村民経済計算（確報）報告書【平成29年度】



戸沢村の年間観光客入込数 / 山形県観光者数調査



第4項 技術革新（イノベーション）、持続可能性の確保

人口や経済の東京一極集中を解消するべく、国も地方自治体も移住促進や産業活性化による地方創生に知恵を絞っています。これからの地方創生のエンジンとなるのがA I（人工知能）やI o T（モノのインターネット）等を高度に融合させて経済発展と社会的課題の解決を両立する Society5.0 の実現です。

今後の技術革新（イノベーション）による Society5.0 の深化があらゆる分野に大きな変化をもたらし、社会インフラや国民の暮らしがこれから大きく変わっていきます。

Society5.0（ソサエティ ゴーテンゼロ）

Society5.0は、インターネット、A I（エーアイ/人工知能）、ロボット等の先端技術の社会実装によって経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活のできる「人間中心の社会」のこと。

日本が平成28年に提唱し、世界に先駆けて「Society5.0」の実現を目指している。

Society 5.0

予防検診・ロボット介護
健康寿命延伸・社会コストの抑制

エネルギーの多様化・地産地消
安定的確保、温室効果ガス排出削減

農作業の自動化・最適な配送
食料の増産・ロスの削減

最適なバリューチェーン・自動生産
持続可能な産業化の推進・人手不足解消

Society5.0の社会実装イメージ / 内閣府

平成27年9月、国連サミットで令和12年（2030年）に向けた国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。日本では政府と民間企業を中心にSDGs（持続可能な開発目標）に向けた取り組みをはじめています。

SDGs（エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年に向けて世界の国々が取り組むべき目標。

世界の国々、国民、民間企業が主体的に取り組むものとして、17の目標（ゴール）と169のターゲットが定められた。



SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標 / 国際連合広報センター

グローバル化が進み、一人一人の行動が世界にも影響するようになりました。これからの村づくりでは、技術革新（イノベーション）を生かし、従来の延長線上ではない、新しいことに挑戦することが必要です。そして、世界の一員としてSDGs（持続可能な開発目標）に貢献することが求められています。

第5項 自然環境との共生

毎年のように全国各地で集中豪雨や豪雪が多発し、大きな被害が発生しています。自然災害の激甚化の背景には地球温暖化による気候変動や森林荒廃による国土保全機能の低下が大きく影響しています。

約85%を林野が占める本村には、最上川県立自然公園や今神山自然環境保全地域、美しい農村の風景や棚田といった後世に引き継ぐべき豊かな自然環境が今も残っています。こうした自然環境は多様な動植物を育む生態系の宝庫であり、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化を防止する公益的機能を有する重要な資源にもなっています。

本村の豊かな自然環境を次代に継承するため、そして地球温暖化防止に貢献するため、最新技術も効果的に活用しながら、脱炭素社会への取り組みを継続していくことが求められています。同時に、大規模な災害がいつ発生しても不思議ではない状況を踏まえ、自然災害の被害を最小限に抑える減災対策がこれまで以上に強く求められています。

第6項 多様性を認める共生社会の形成

「人、モノ、情報」が国境を超えるグローバル化の時代においては、異なる文化や多様な価値観をお互いに認め合う、多様性が受け入れる共生社会を形成することが大切になります。

本村では日韓友好の村「高麗館」に象徴されるように、児童交流や農業研修等による「国際交流の村」としての歴史があります。特にアジアやアフリカ等の国々から多くの人々が訪れ、ホームステイや農業体験をしながら、村民との交流を図ってきました。また、国際結婚で外国から来た人も多く、各地区で様々な活動を通して活躍しています。

移住の促進、関係人口の拡大、インバウンドの増加を目指す上では、村の歴史を生かし、一人一人の人権、価値観、文化が尊重される、誰もが暮らしやすい共生社会の形成に積極的に取り組んでいくことが求められています。



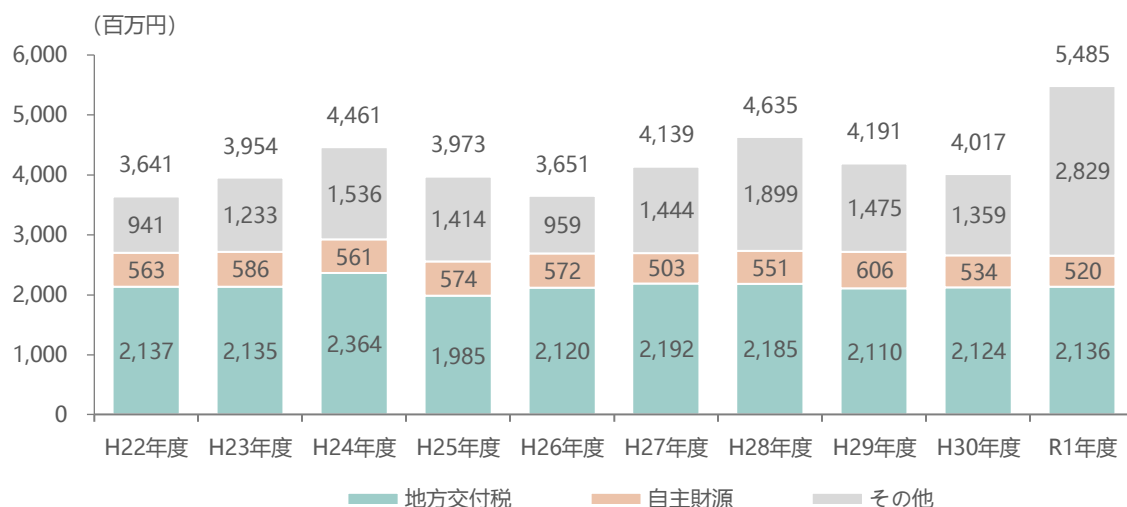
第7項 村の財政状況

平成30年度までの普通会計決算は年間40億円前後で推移し、主な収入源である地方交付税が歳入全体の半分を占めていました。令和元年度は前年度の繰り越し等により、普通会計決算が年間54億円台に増加しました。

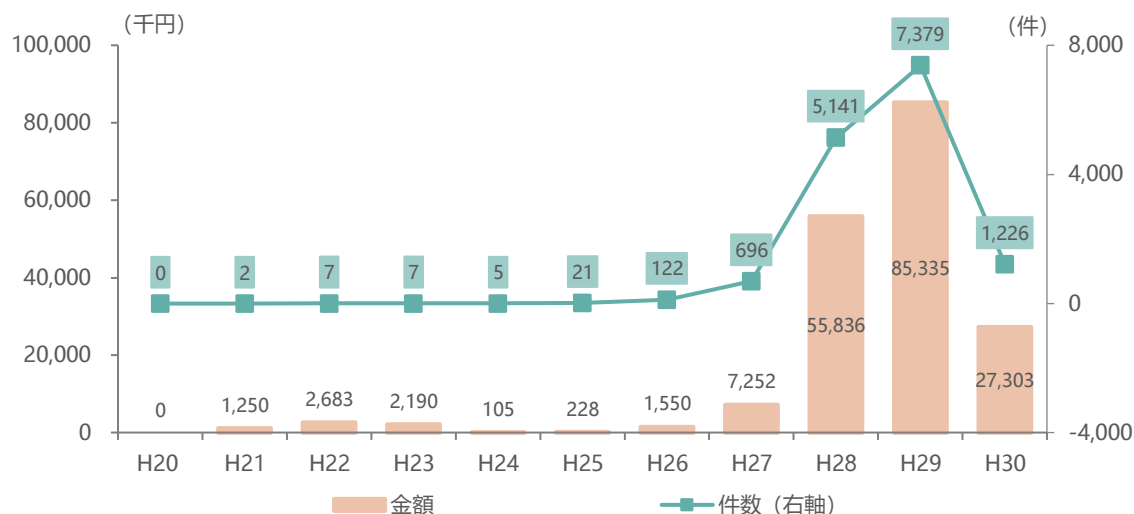
こうした中、村税等の自主財源は、国の経済動向や勤労世帯の減少等により増減するものの、年間5億5千万円程度を維持しています。このうち、「ふるさと納税」（平成20年5月開始）は平成27年度から増えはじめ、平成29年度は過去最高の約8千500万円を記録し、村外からの応援が増えつつあります。

本村の財政状況を踏まえ、柔軟性のある行政運営と事務事業の一層の効率化、村内経済の回復による財源確保、「自助・共助・公助」の考えに基づく協働の村づくりをさらに進めていく必要があります。

普通会計決算状況 / 総務課



ふるさと納税受入額及び受入件数 / 総務省



第3節

村民意識と村づくりの課題

第1項 村づくりの評価、施策ニーズ

第5次総合計画の策定にあたり、村民アンケート調査を実施し、本村の取り組みに関する評価やこれからの村づくりへの意見をいただきました。

調査の実施概要、回答者属性

調査対象	1,500名（村内在住の15歳以上）			
調査時期	令和2年7月28日（火）～8月17日（月）			
回答数	822票（回答率 54.8%）			
	属性	区分	回答者数（人）	構成比（%）
	性別	男性	408	49.9
		女性	402	49.2
	年齢	10代	30	3.7
		20代	47	5.8
		30代	108	13.2
		40代	134	16.4
		50代	159	19.5
		60代	163	20.0
		70代	108	13.2
		80代以上	62	7.6
	居住地区	北部地区	454	55.6
		中部地区	217	26.6
		南部地区	137	16.8

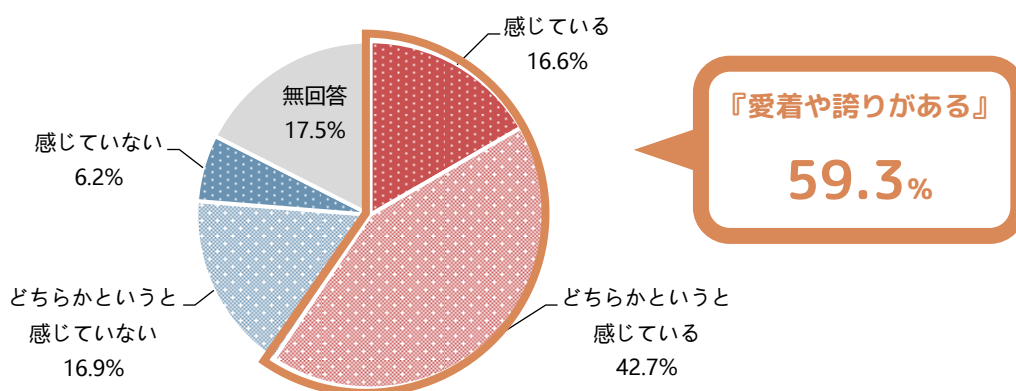
各属性の回答者数、構成比は「無回答」を除く

① 本村への愛着、村の住み心地、今後の居住意向

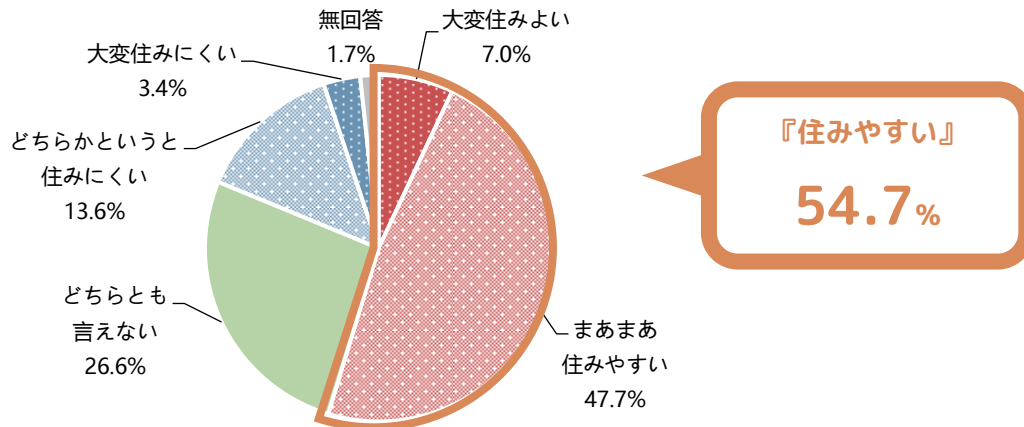
『本村に愛着や誇りがある』（感じている＋どちらかというと感じている）は 59.3%、
『住みやすい』（大変住みよい＋まあまあ住みやすい）は 54.7%、「今後も暮らしたい」は
53.0%です。

この結果から、本村への愛着、住み心地、今後の居住意向について、全体の半数以上の方が肯定的な意識を持っています。

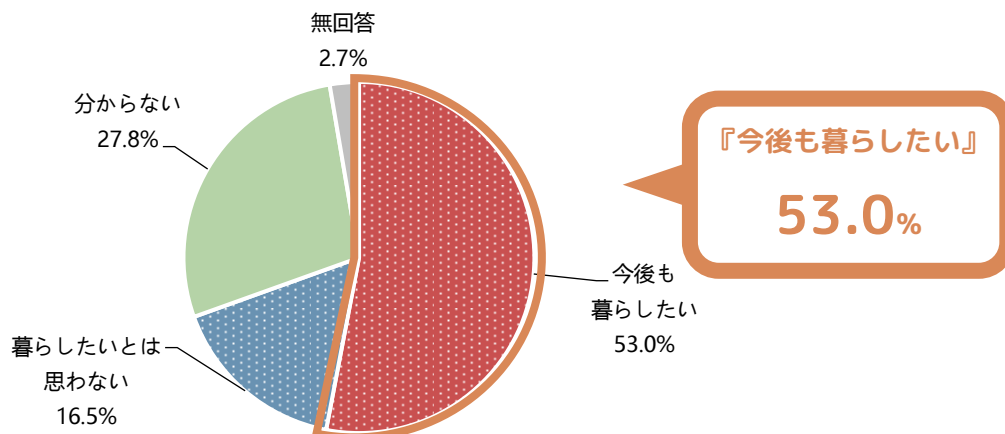
村への愛着（単数回答、回答者数 822 人）



村の住み心地（単数回答、回答者数 822 人）



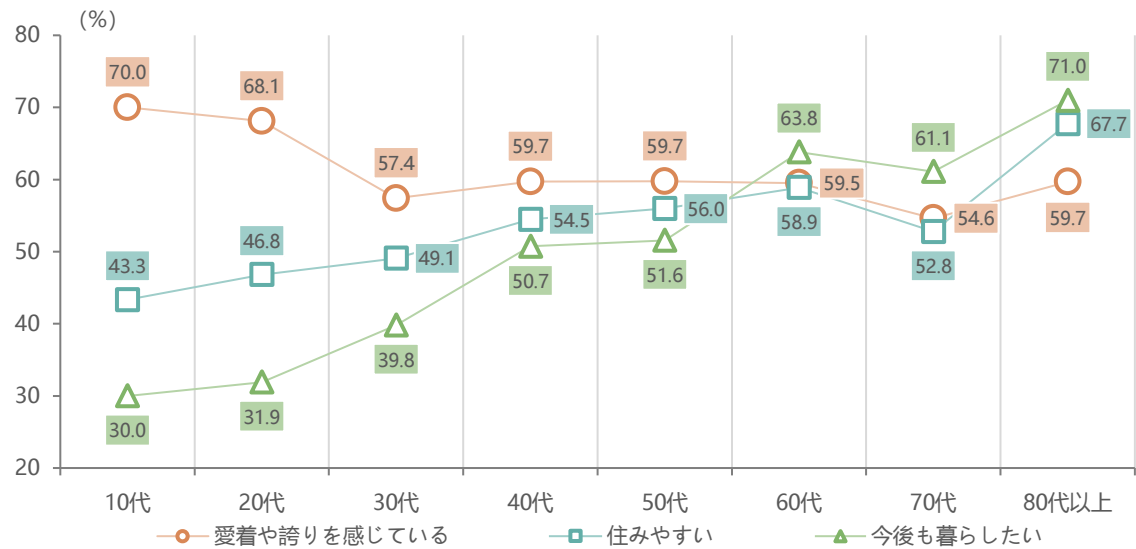
今後の居住意向（単数回答、回答者数 822 人）



年齢別に見ると、40代以上は全体結果と同じく、本村への愛着、住み心地、今後の居住意向が50%を超えています。80代以上が特に高くなっています。

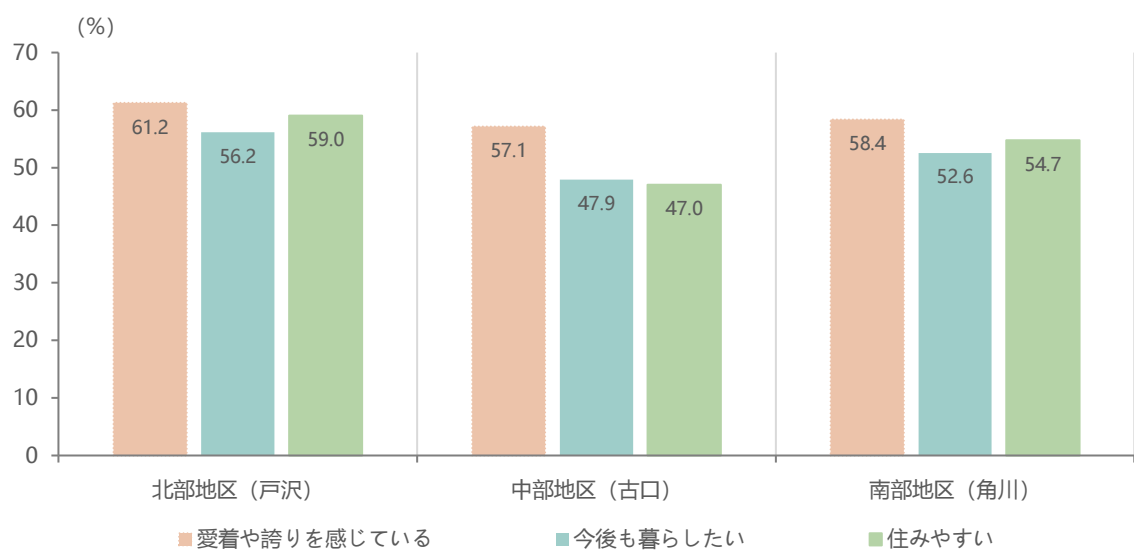
一方、30代以下では、本村への愛着が高いものの、住み心地、今後の居住意向は低くなっています。特に10代と20代で愛着と住み心地、今後の居住意向の差が広がっています。この結果から、郷土に強い愛着はある。しかし、一度は村外で暮らしたいという意識が若い世代に高いことがわかります。

村への愛着、村の住み心地、今後の居住意向（年齢別）（単数回答、回答者数 822 人）



居住地区別では3地区に大きな差は見られず、本村への愛着は高く、住み心地、今後の居住意向がそれよりも低い、同様の傾向となっています。

村への愛着、村の住み心地、今後の居住意向（居住地区別）（単数回答、回答者数 822 人）



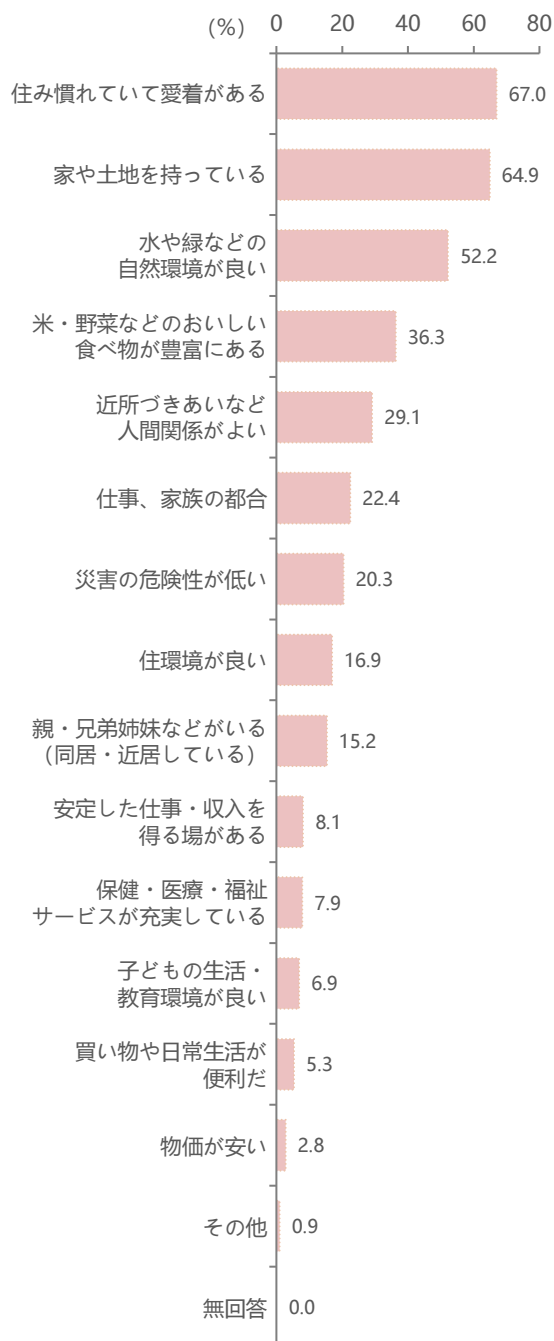
② 住み続けたい理由、住み続けたくない理由

今後の居住意向のある方の住み続けたい理由として、「住み慣れていて愛着がある」、「家や土地を持っている」、「水や緑などの自然環境が良い」等、郷土への愛着や財産、自然環境を挙げています。

今後の居住意向のない方の住み続けたくない理由として、「買い物や日常生活が不便」、「災害の危険性が高い」、「通勤・通学など、交通が不便」、「希望する仕事・収入を得る場がない」等、生活・経済基盤の脆弱性を挙げています。

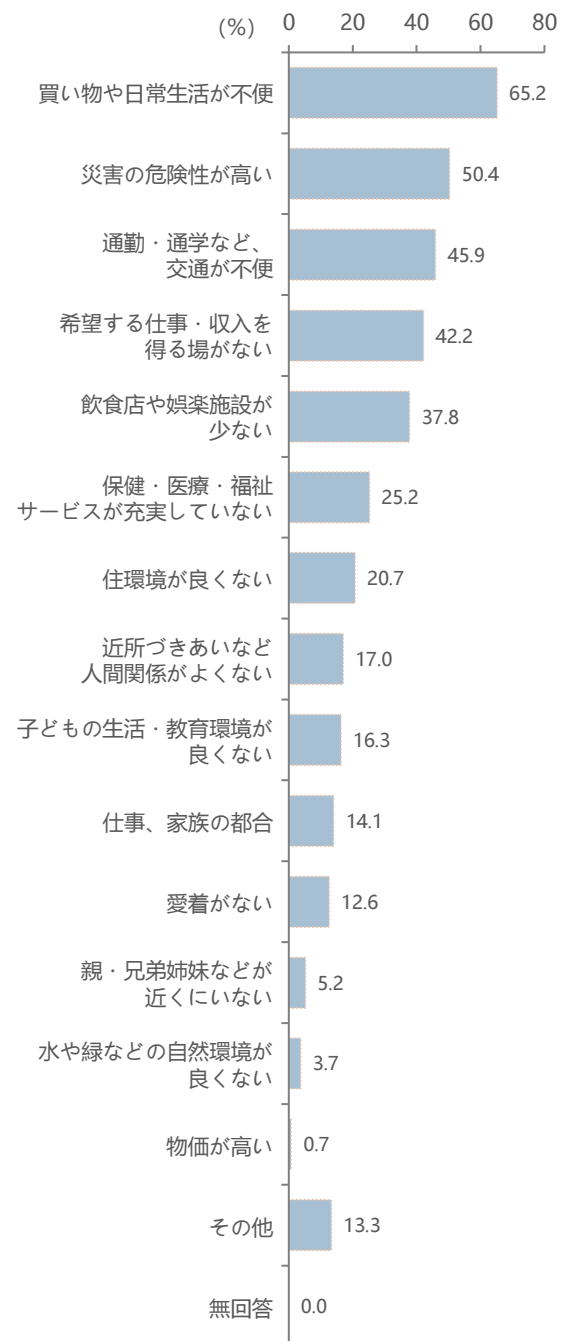
居住意向のある方の「住み続けたい理由」

(複数回答 回答者数 433 人)



居住意向のない方の「住み続けたくない理由」

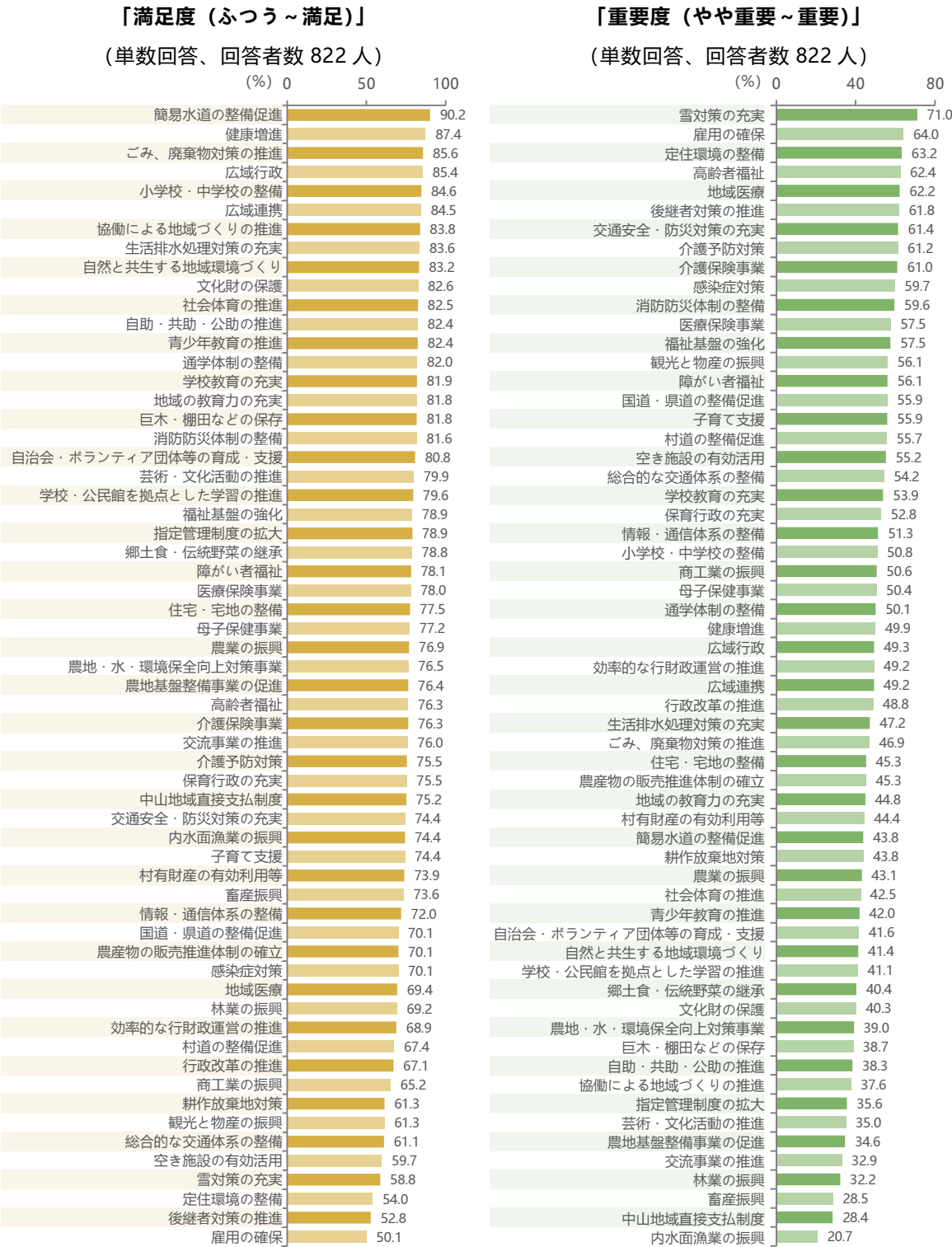
(複数回答 回答者数 135 人)



③ 村づくりの評価、これからの重要施策

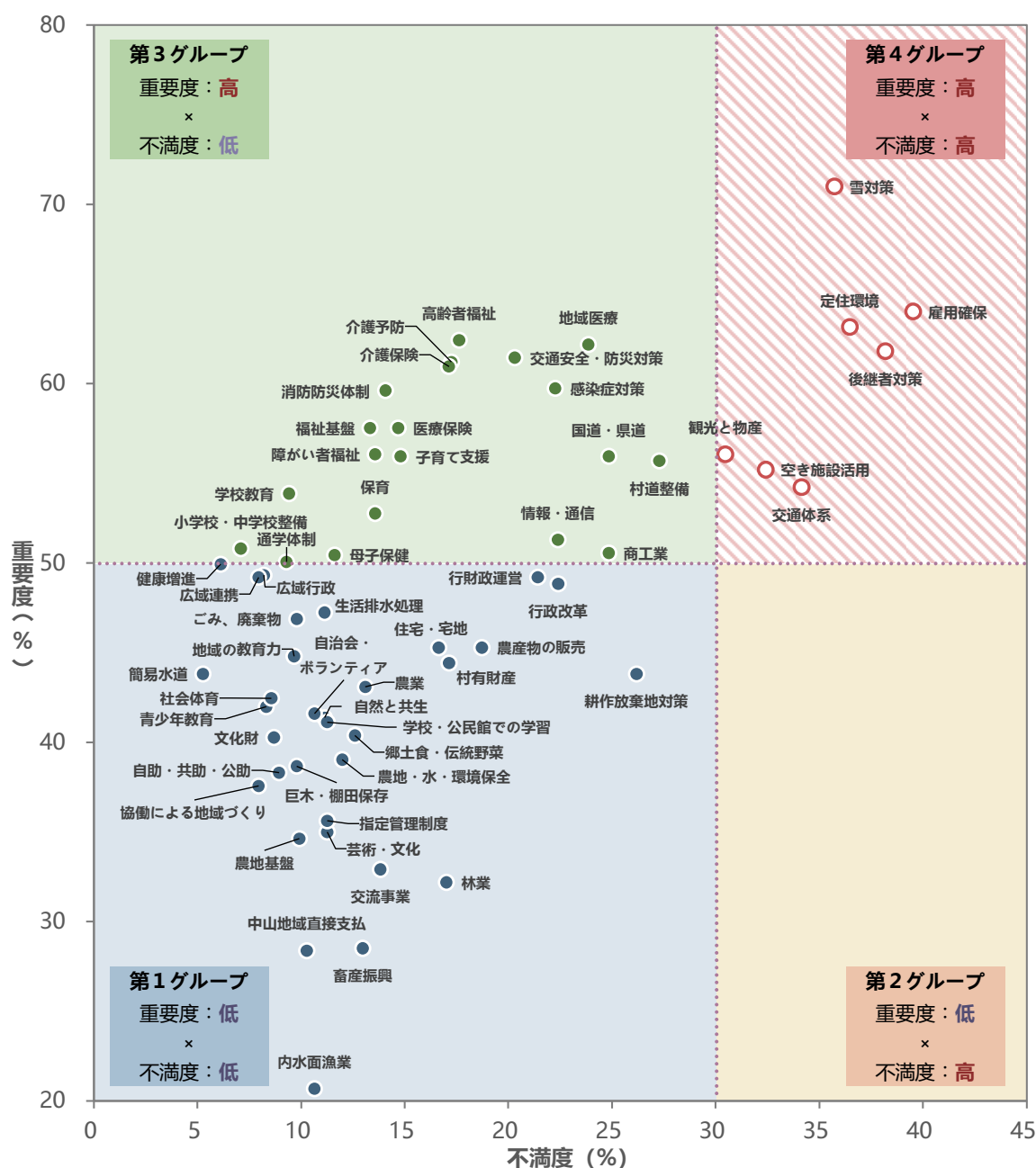
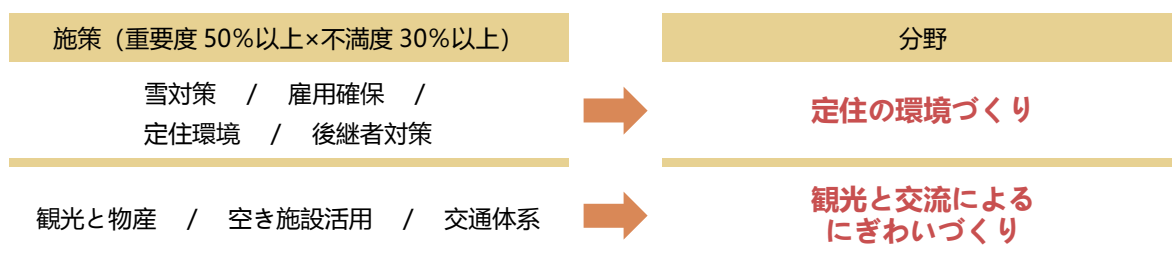
村づくりの主要施策の満足度を聞いたところ、「満足度（ふつう～満足）」は全 60 施策で 50％以上であり、平均は 75.0％です。生活環境、教育・文化、防災、地域活動等の幅広い分野で満足度が 80％を超えて高くなっています。

さらに、今後の村づくりで重要となる主要施策について、雇用、後継者対策、定住環境、高齢者福祉、医療の「重要度（やや重要～重要）」が 60％を超えており、その中で重要度が最も高い施策は「雪対策」を挙げています。



主要施策を「重要度（やや重要～重要）」と「不満度（やや不満～不満）」で分類すると、両方が高い主要施策（重要度 50%以上、かつ、不満度 30%以上）は雪対策、雇用、後継者対策、定住環境、観光と物産、空き施設活用、交通体系です。この結果から、今後の村づくりについて、村民は「定住の環境づくり」と「観光と交流によるにぎわいづくり」に特に期待していると考えられます。

主要施策の重要度×不満度による分類

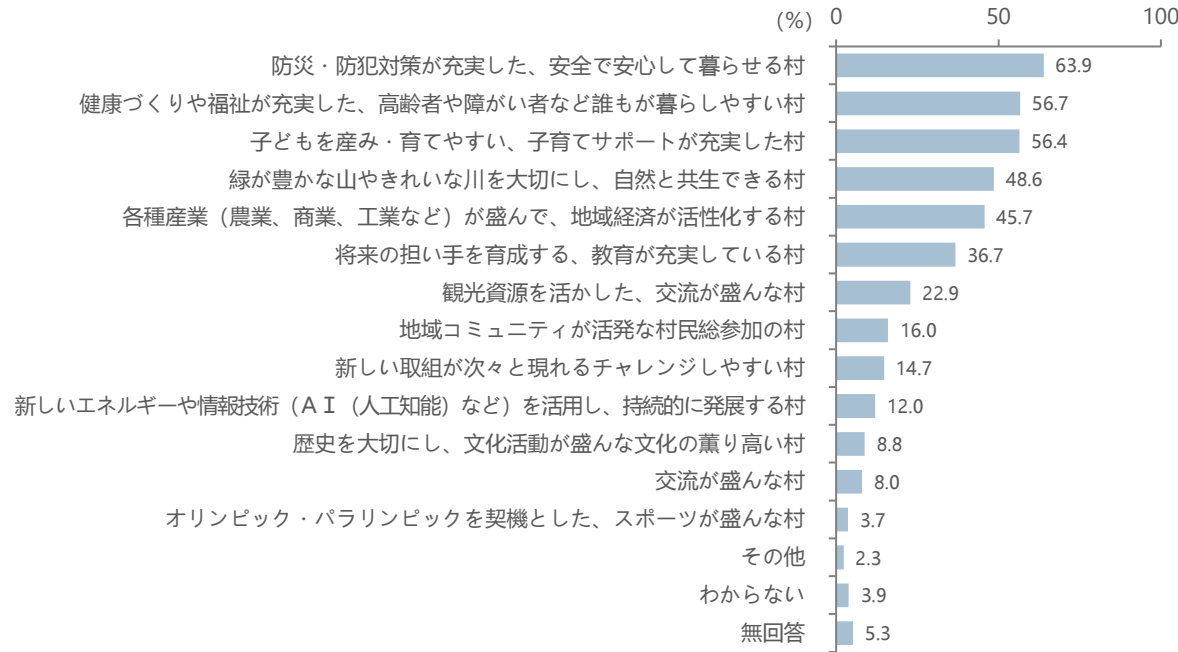


4 村の目指す姿

村の目指す姿について、村民は「防災・防犯対策が充実した、安全で安心して暮らせる村」を最も期待しています。

年齢別で見ると、どの年齢も安全、健康・福祉、子育て分野の充実を期待しています。その中で10代と20代は「緑が豊かな山やきれいな川を大切にし、自然と共生できる村」に期待する割合が高くなっています。

目指す村の姿（複数回答、回答者数 822 人）



	回答者数（人）	防災・防犯対策が充実した、安全で安心して暮らせる村	健康づくりや福祉が充実した、高齢者や障がい者など誰もが暮らしやすい村	子どもを産み・育てやすい、子育てサポートが充実した村	緑が豊かな山やきれいな川を大切にし、自然と共生できる村	各種産業（農業、商業、工業など）が盛んで、地域経済が活性化する村	将来の担い手を育成する、教育が充実している村	観光資源を活かした、交流が盛んな村	地域コミュニティが活発な村民総参加の村	新しい取組が次々と現れるチャレンジしやすい村	新しいエネルギーや情報技術（AI（人工知能）など）を活用し、持続的に発展する村	歴史を大切にし、文化活動が盛んな文化の薫り高い村	交流が盛んな村	オリンピック・パラリンピックを契機とした、スポーツが盛んな村
全体	817	63.9	56.7	56.4	48.6	45.7	36.7	22.9	16.0	14.7	12.0	8.8	8.0	3.7
10代	30	50.0	60.0	63.3	66.7	43.3	36.7	23.3	23.3	23.3	16.7	10.0	23.3	3.3
20代	47	57.4	36.2	61.7	61.7	57.4	27.7	25.5	23.4	21.3	12.8	10.6	12.8	4.3
30代	108	67.6	51.9	68.5	38.0	45.4	45.4	23.1	10.2	15.7	13.0	7.4	6.5	5.6
40代	134	59.7	49.3	67.2	41.8	44.0	44.8	26.1	14.2	15.7	14.9	9.0	7.5	2.2
50代	159	65.4	56.6	54.7	47.2	50.9	34.6	22.0	13.2	16.4	11.9	5.7	6.9	5.0
60代	163	64.4	57.1	54.0	47.9	47.9	35.6	25.2	17.2	9.8	10.4	10.4	3.7	3.7
70代	108	65.7	71.3	45.4	53.7	46.3	27.8	20.4	17.6	13.0	10.2	13.0	12.0	2.8
80代以上	62	69.4	66.1	33.9	58.1	19.4	35.5	14.5	24.2	14.5	8.1	4.8	8.1	1.6

その他、わからない、無回答は非表示

⑤ 村の魅力、発展のキーワード

本村の魅力として「豊かな自然環境」と「最上川」が多く挙がりました。
加えて、「国民健康保険発祥の地」、「人との結びつき、人の良さ」といった本村の「共助の精神」を魅力に挙げた人も多くいました。

本村の魅力（主な意見）（自由記入）

1	2	3	4	5	6	7
豊かな 自然環境 自然の景観 空気 四季	最上川	観光名所 舟下り、白糸の滝、 最上峡、幻想の森、 山の内杉、長倉の大 杉、ぼんぼ館等	美味しい 食べ物 米、野菜、山菜等	歴史、文化 月山神輿等	国民健康保険 発祥の地	人との 結びつき 人の良さ

本村の発展のキーワードとして「若者」と「人口」に関する意見が多く挙がりました。
さらに、「農業」、「雇用、産業」の経済基盤、「自然との共生」「交通、交通網」「防災、
安心、安全」といった生活基盤が発展に重要であることがうかがえます。

本村の発展のキーワード（主な意見）（自由記入）

1	2	3	4	5
若者 若者の定住、若者の力、 若者の雇用、若者に魅 力のある村づくり等	人口を増やす 活気	農業の発展 農産物加工 特産品	雇用 産業 観光	自然との共生
6	7	8	9	
交通 交通網	防災（水害対策） 安心 安全	住みやすさ 子育てのしやすさ 福祉の充実	自立 協力 活力 協働	



第2項 村づくりの成果と今後の課題

① 村づくりの成果と主要課題

前計画期間の10年間は、特に住環境、共育、産業、子育て支援における「土台」を整えることに注力しました。

前計画期間の主な事業（平成23年度～令和2年度）

期間	事業
平成23年～平成24年	戸沢中学校校舎建設
平成23年～事業継続中	経営体育成基盤整備事業
平成24年	介護予防事業「各地区サロン活動支援事業」開始
平成25年	新戸沢小学校・新戸沢中学校設置（4小学校・2中学校統廃合）
平成25年～	経営所得安定対策制度及び水田活用の直接支払交付金
平成27年～平成28年	戸沢小学校校舎等建設
平成27年	空き家調査開始（各地区会に依頼）
平成28年～平成29年	戸沢保育所建設
平成28年	アスパラガス試作開始
平成29年	戸沢小学校・戸沢中学校併設
平成29年	介護予防事業「みんなですっぺ！健康づくり！」新設（保健センター）
平成29年	農作物等加工施設新設（寺台農園 南部地区振興センター）
平成30年～事業継続中	農地耕作条件改善事業（高収益作物実証圃場事業）
平成30年～令和2年	畜産競争力強化対策事業 豚舎建設（嶺山形戸沢ファーム）
令和元年	新戸沢保育所設置（4保育所統廃合）
令和元年	農産物等加工施設新設（パブリカ研究会 旧戸沢保育所）
令和2年	子育て支援施設「こさぁーべ」新設（旧古口保育所）
令和2年	介護予防事業「いきいきサロン」新設（生涯学習センター）

一方で、県や周辺自治体と同様、少子化、人口減少と集落の過疎化、地域経済の伸び悩みといった課題は、元々、小規模自治体の本村にとってより深刻な課題となっています。

本村を取り巻く状況と村民の意見を踏まえ、次の10年の村づくりの主要課題は次の通りです。直面する課題の解決に近道はなく、今後はこれまでつくり上げてきた「土台」を生かして生活環境の向上や定住促進による転入者と出生数の増加に地道に取り組む必要があります。

主要課題①

安全で安心して暮らせる村づくり

激甚化する大規模な自然災害に備えるため、豊かな自然環境の中で最も大切な村民の生命と暮らしを守る「安全で安心して暮らせる村」の実現が村民の期待であり、これからの村づくりの最重要課題です。

主要課題②

若者の定住化を可能にする村づくり

多くの子どもたちが生まれ育つ生活環境に再生し、人口減少スピードを可能な限りゆるやかにするため、住環境、子育て環境、産業振興を軸に若者の定住化を可能にする村づくりが必要です。

主要課題③

人が集まる元気な村づくり

働き手不足、地域の担い手不足の現状を打開するため、村民一人一人が意欲を高めるとともに、“新しい生活様式”や多様な働き方の広がりや技術革新等の社会潮流を生かす施策を展開し、人が集まる元気な村づくりに村全体で挑戦することが必要です。

② 分野課題

生活基盤、環境

- ⌘ 自然災害に備え、共助の精神を生かした日頃からの支え合いを中心として、特に風水害に対する防災（減災）体制の強化が必要です。
- ⌘ 郷土への愛着を持つ若い世代がUターンできるよう、「職場は新庄市、住まいは戸沢村」を可能にする住宅や雪対策等、総合的な住環境の向上が必要です。
- ⌘ 本村の魅力であり、発展のキーワードである豊かな自然環境を次の世代に継承するため、村全体でリサイクルや景観保全等により一層取り組むことが必要です。

産業振興、雇用

- ⌘ Society5.0 のもたらす変革をチャンスとして捉え、村民や事業者が新しいことに挑戦する意欲を強力に支援する施策が必要です。特に本村の基幹産業であり、商工観光の活性化につながる農業において、「儲かる農業」を目指す農業者が挑戦しやすい支援策の研究と実践が必要です。
- ⌘ すべての産業で人材不足、後継者不足が深刻な一方、村民は「雇用」に期待しています。こうした状況を踏まえ、事業者の雇用支援、就労のマッチング、地方暮らしを希望する人へのPR等に関係機関と連携してきめ細かく取り組むことが必要です。

健康、福祉

- ⌘ 低迷する合計特殊出生率を人口置換水準（人口維持に必要な出生率の水準）に近付けるため、出産・育児への手厚い援助、親身できめ細かな継続的な支援等、本村で出産と子育てを希望する人を増やす子育て支援が必要です。
- ⌘ 高齢化が進む中、村民は医療環境と高齢者福祉に期待を寄せています。「国民健康保険発祥の地」として超高齢社会の支え合いモデルとなるよう、地域包括ケアシステムの充実、「伴走型相談支援」体制の構築が必要です。
- ⌘ 集落の過疎化や一人暮らし高齢者が増加する中でも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、オンライン診療やリモートの健康管理等、地域資源の脆弱性を補う環境整備を県や関係機関と連携して進めることが必要です。

協働、行政経営

- ⌘ 人口減少を逆手に取り、村民全員の「総活躍社会」を進め、参画することが喜びになる「協働の村づくり」を実践していくことが必要です。
- ⌘ 国が進める自治体行政のデジタル化に合わせて、業務の効率化による行政サービス向上と健全な財政運営に向けた「スマート自治体」の推進とともに、国の議論を注視しながら、広域行政や小規模自治体のあり方を関係機関と研究することが必要です。

共育、文化

- ⌘ 変化し続ける時代にあって、子どもの自己肯定感を育て、新しいことに挑戦する力を身に付ける教育の実践に向けて、本村独自の地域共育活動の一層の充実が必要です。
- ⌘ 一人一人に最適な学校教育を提供するため、保小中一貫教育「戸沢学園構想」と連動し、国のGIGAスクール構想に基づくICT教育の着実な推進が必要です。
- ⌘ 人生100年時代を支える生涯学習やスポーツ環境の充実とともに、担い手が少なくなる中、地域共育活動団体の継承、貴重な文化財の保全に取り組むことが必要です。

第4節

基本理念と将来像

第1項 村づくりの基本理念

この村に住むすべての人が
自立していきいきと生活し、
豊かな自然の中で人と人との交流し、
相互扶助の精神のもと互いに助け合い、
心豊かで元気な村づくりを進めます。

村民一人一人が担うべき役割を認識し、
汗を流し知恵を出し合い
積極的に地域の課題を解決し、
将来にわたる私たちの暮らしを、
私たちが一緒になってつくっていくことで、
みんなが幸せを実感できる村づくりを進めます。

第2項 村の将来像

将来像は、向こう10年間の村づくりを進める姿を描くものです。

次の10年は、出羽の山々を仰ぎ、最上川を母として育まれ発展してきた歴史と伝統の中で、恵まれた地域資源とこれまで積み重ねてきた成果を十分に生かし、村民一人一人が幸せを実感できる村づくりを進めます。

この村づくりの将来像を次のように定めます。

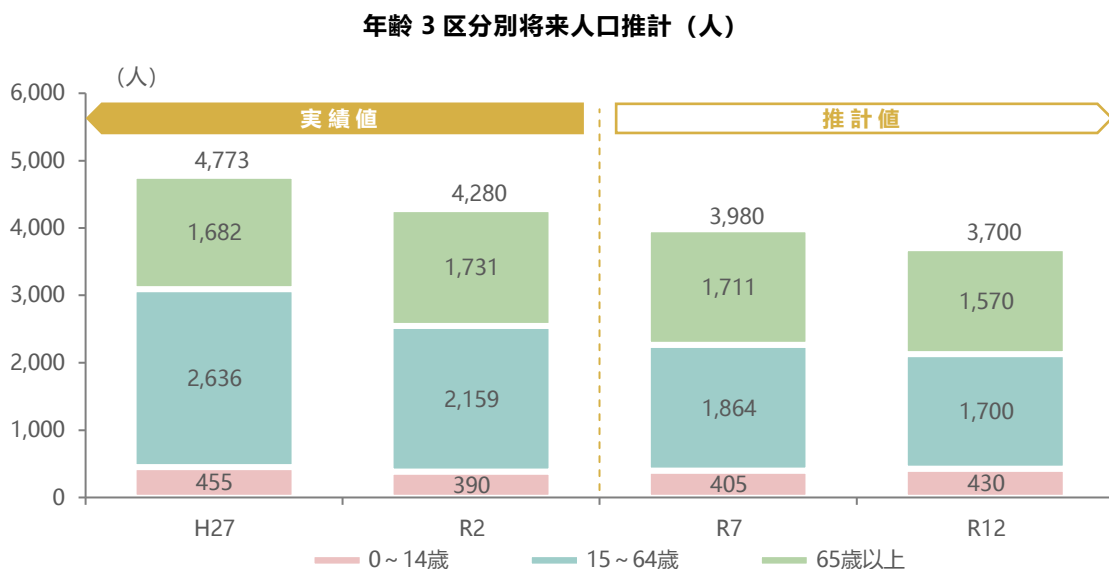
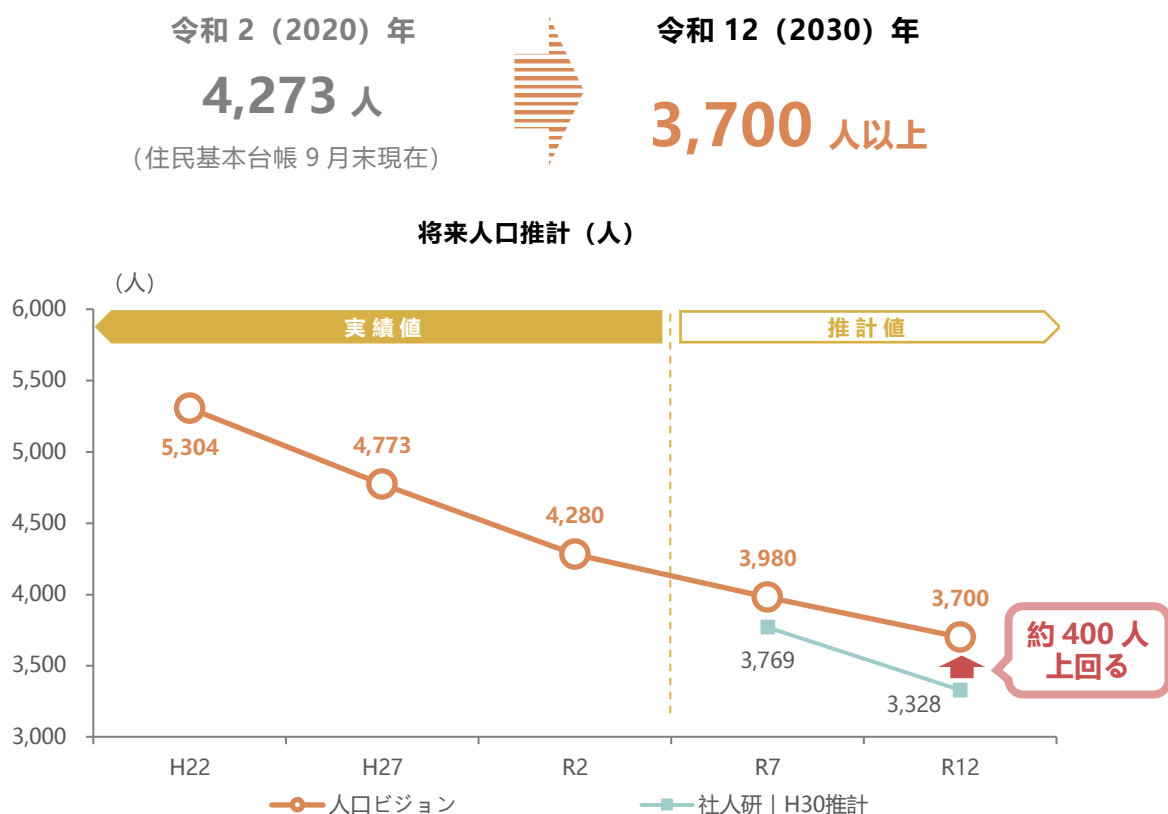
村の将来像

**最上川・笑顔・いきいき
夢あふれる故郷（ふるさと）
戸沢村**

第3項 将来人口

国が人口減少社会を迎え、本村の人口も減少する見通しです。その中で定住環境の向上、働く機会の創出、子どもたちが健やかに成長する子育てと教育の充実を図り、人口減少がゆるやかになるよう最大限の努力をします。

この成果として、計画最終年度である令和12年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計（約3,300人）を約400人上回る3,700人以上と設定します。



第4項 国土強靱化構想

① 国土強靱化の取り組み姿勢

- 本村の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、長期的な視点を持って計画的な取り組みにあたります。
- 本村の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。

② 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、村、村民、民間事業者、NPO等、関係者相互の連携により取り組みを進めます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

③ 効率的な施策の推進

- 村民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- PFI*の導入等、民間資金・活力を導入した取り組みを推進します。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めます。

④ 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有すること等、本村の特性に応じた取り組みを進めます。

⑤ 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持っています。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、国と県の取り組みとの連携を図ります。

* PFI (Private Finance Initiative)：公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。

第5節

村づくりの基本方針

本村の将来像を実現するための5つの基本方針を定め、これまでの土台を最大限に生かす村づくりを村民と一緒に進めます。



基本方針

1

安心して暮らせる 潤いとやすらぎのある村づくり

▶すべての村民が「この村に住んで良かった」と実感できることが大切です。

安全に安心して暮らすことのできる住環境と防災体制の一層の強化を柱に、潤いとやすらぎのある生活基盤の整備を進めます。

基本方針

2

活力に満ちた豊かな村づくり

▶定住する上で重要な経済基盤の強化に向けて、豊かな自然に恵まれた環境のもと、儲かる農業、事業者の創意工夫を応援し、地域資源を存分に生かす商工観光の振興を図ります。

県や管内市町村と連携し、一人一人が“働きがい”を持つ労働環境を形成します。

基本方針

3

健康で笑顔あふれる元気な村づくり

▶元気な村づくりのためには健康で長生きできる環境づくりを進めていくことが大切です。

少子高齢化が一段と進む中、安心して子育てできる環境づくりとともに、高齢者も障がい者も含めてみんなが笑顔で支え合う、本村独自の共生社会を形成します。

基本方針

4

文化と自然を大切にする心豊かな 村づくり

▶「村づくりは人づくり」を基本に、地域と連携する保小中一貫教育による本村独自の「共育」を推進します。

人生100年時代を迎え、生涯にわたって常に新鮮な気持ちで暮らすことのできるよう、文化、スポーツ、ボランティア等を通じてお互いの交流を盛んにし、伝統と文化を次代に継承する、心を豊かにする生涯学習社会を形成します。

基本方針

5

村民の参加と協働による村づくり

▶村づくりは、将来にわたる自分たちの暮らしを村民・地域・行政が一緒になって築いていくものです。

「国民健康保険発祥の地」としての誇りと村民のDNA（遺伝子）に脈々と受け継がれているお互いに助け合う相互扶助の精神のもと、みんなで汗を流し、知恵を出し合いながら地域の課題に立ち向かい、村民一人一人が幸せを実感できる村づくりを進めます。

第6節

施策体系

基本方針	主要施策	施策の内容	
1 安心して暮らせる 潤いとやすらぎの ある村づくり	1-1 安心安全な地域づくり	1-1-1 消防防災体制の整備 1-1-3 雪対策の充実	1-1-2 交通安全・防犯対策の充実
	1-2 快適で安全な生活基盤の整備	1-2-1 簡易水道の整備推進 1-2-3 ごみ、廃棄物対策の推進	1-2-2 生活排水処理対策の促進 1-2-4 定住環境の整備
	1-3 交通体系・通信基盤の整備	1-3-1 国道・県道の整備促進 1-3-3 総合的な交通体系の整備	1-3-2 村道の整備促進 1-3-4 情報・通信体系の整備
	1-4 自然と共生する環境づくり	1-4-1 自然と共生する環境づくり	
2 活気に満ちた 豊かな村づくり	2-1 農林業の振興	2-1-1 農業の振興 2-1-3 畜産振興 2-1-5 中山間地域等直接支払交付金事業 2-1-6 耕作放棄地・遊休農地対策 2-1-8 林業の振興	2-1-2 農産物の販売推進体制の確立 2-1-4 多面的機能支払交付金事業 2-1-7 農地基盤整備事業の促進 2-1-9 内水面漁業の振興
	2-2 観光と交流の促進	2-2-1 観光と物産の振興	2-2-2 交流事業の推進
	2-3 商工業の振興と労働環境の充実	2-3-1 商工業の振興	2-3-2 雇用と労働環境の充実
3 健康で 笑顔あふれる 元氣な村づくり	3-1 健康づくりの推進	3-1-1 健康の増進 3-1-3 社会保障制度の充実	3-1-2 予防接種の実施
	3-2 子育て支援の推進	3-2-1 子育て支援の充実	3-2-2 子育て環境の整備
	3-3 地域福祉対策の充実	3-3-1 地域福祉の充実 3-3-3 障がい者福祉の充実	3-3-2 高齢者福祉の充実
4 文化と自然を 大切にする 心豊かな村づくり	4-1 地域連携の共育	4-1-1 地域全体で子どもと大人の社会力を育む	
	4-2 幼児期・学童期の共育	4-2-1 保小中一貫教育で戸沢村の未来を創る子どもを育む	
	4-3 生涯学習・生涯スポーツの推進	4-3-1 村民の豊かな生活を支える生涯学習のススメ 4-3-2 健康・元氣! 生涯スポーツのススメ	
5 村民の参加と 協働による村づくり	5-1 協働による地域づくりの推進	5-1-1 協働による地域づくりの推進	
	5-2 効率的な行財政運営の確立	5-2-1 効率的な行財政運営の推進 5-2-2 広域行政の推進	

第7節

計画の推進

第1項 推進体制

村づくりの推進体制として、まちづくり課が「司令塔」として計画推進のコーディネートを行い、所管分野を横断するプロジェクトチームを必要に応じて庁内に組織します。

産官学金労言等の各界各層の協力を仰ぎ、幅広いパートナーシップを構築します。

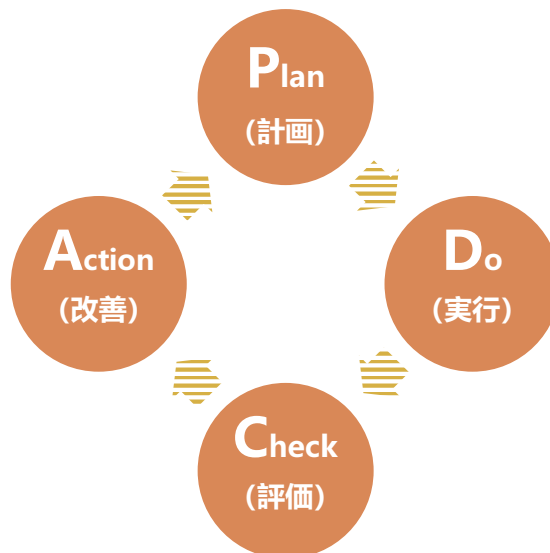
国からの交付金・補助金・助成金、財政支出をはじめ、高等教育研究機関、民間企業等からの協力を仰ぎ、計画を推進する財源確保に努めます。

第2項 進捗管理

村民ニーズと社会潮流を取り入れながら、最適な施策展開を継続的に行う仕組みとして、数値目標とPDCAサイクル^{*}を導入します。

毎年度、「事業ローリング」により計画検証を行います。

PDCAサイクルイメージ



^{*}PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルによって事業を継続的に改善するマネジメント手法。

第 3 項 数値目標

分類	No	項目	基準	5 年目標	10 年目標	出典
計画全体	01	総人口	4,273 人 (令和元年 9 月末)	3,980 人 (令和 7 年 9 月末)	3,700 人 (令和12年 9 月末)	住民基本台帳
	02	年少人口 (0～14 歳)	390 人 (令和元年 9 月末)	405 人 (令和 7 年 9 月末)	430 人 (令和12年 9 月末)	住民基本台帳
	03	生産年齢人口 (15～64 歳)	2,159 人 (令和元年 9 月末)	1,864 人 (令和 7 年 9 月末)	1,700 人 (令和12年 9 月末)	住民基本台帳
基本方針 1 安心して 暮らせる潤い とやすらぎの ある村づくり	04	防災士有資格者数	14 人 (令和元年度末)	20 人 (令和 7 年度末)	25 人 (令和 12 年度末)	戸沢村
	05	定住促進住宅 入居戸数	9 戸 (令和 2 年度末)	19 戸 (令和 7 年度末)	29 戸 (令和 12 年度末)	戸沢村
基本方針 2 活力に 満ちた豊かな 村づくり	06	農業産出額 (耕種、畜産、 加工農産物合計)	15 億 1 千万円 (平成 30 年)	H30 比 110% (令和 7 年)	H30 比 120% (令和 12 年)	政府統計「市町村 別農業産出額(推 計)」
	07	年間観光客入込数	近年最多 59 万 4 千人 (平成 28 年)	60 万人 (令和 7 年)	70 万人 (令和 12 年)	山形県観光者数 調査
	08	村民所得 (市場価格表示)	91 億 9 百万円 (平成 29 年)	H29 比 110% (令和 7 年)	H29 比 120% (令和 12 年)	山形県市町村民 所得
基本方針 3 健康で 笑顔あふれる 元気な 村づくり	09	健康寿命	男性 76.76 年 女性 81.31 年 (平成 28 年)	県平均に近づく (男女とも+2.5 年) (令和 7 年)	県平均を超える (令和 12 年)	やまがた健康デ ータ見える化マ ップ「健康寿命」
	10	合計特殊出生率	直近最高値 1.77 (平成 26 年)	1.80 (令和 7 年)	2.00 (令和 12 年)	山形県統計年鑑
基本方針 4 文化と自然を 大切にする 心豊かな 村づくり	11	地域学校協働本部 部会	未設置 (令和 2 年度末)	3 部会 (令和 7 年度末)	—	戸沢村教育 委員会
	12	義務教育学校の 設置	未設置 (令和 2 年度末)	令和 3 年までに 設置	—	戸沢村教育 委員会
基本方針 5 村民の参加と 協働による 村づくり	13	村職員の 地域担当制	未導入 (令和 2 年度末)	令和 7 年までに 導入	—	戸沢村
	14	ふるさと納税金額	最多85,335千円 (平成 29 年度)	150,000千円 (令和 7 年度)	200,000千円 (令和 12 年度)	戸沢村

第2章

基本 計画

第5次戸沢村総合計画

基本方針 1

安心して暮らせる 潤いとやすらぎのある村づくり

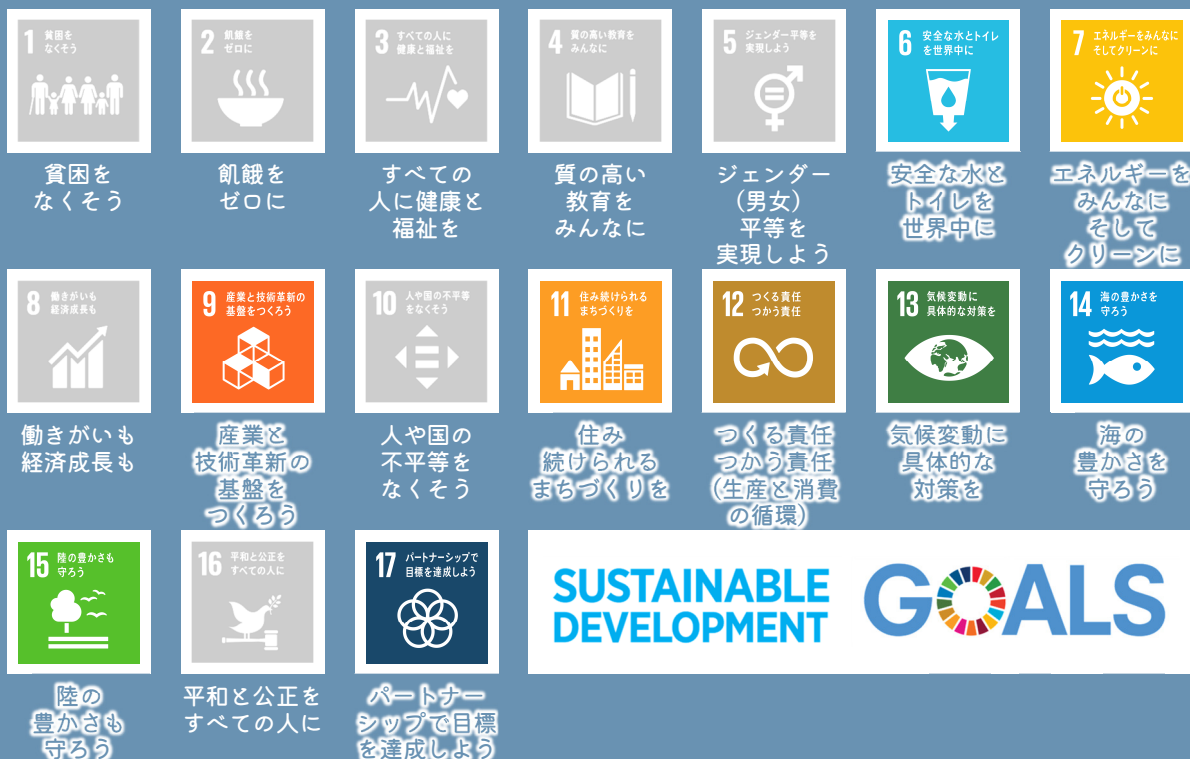
1-1 安心安全な地域づくり

1-2 快適で安全な生活基盤の整備

1-3 交通体系・通信基盤の整備

1-4 自然と共生する環境づくり

村の取り組みが SDGs（持続可能な開発目標）につながります！



こんな村づくりを目指します！

～ 安心して暮らせる潤いとやすらぎのある村づくり ～

＼ 安心安全な地域づくりを進めます！ ／



地震や大雨がきても
大丈夫！
普段から備えと
有事の際の
対応力を強化します



地域のつながりで
安心安全！
犯罪や交通事故を
減らしていきます



雪が降っても
暮らしやすく！
雪に強く、
雪を生かした
まちづくりを
進めます



＼ 快適で安全な生活基盤の整備を進めます！ ／



いつでも
水道から
きれいな水を！
水道施設の
整備を
進めます



使った水を
きれいな状態に
生活排水対策
を進めます



みんなでつくろう
ゴミのない
戸沢村
ごみの減量化と
再資源化を
進めます



誰もが住みたく
なるまちへ！
移り住みたく
なる環境づく
りと情報発信
を進めます



＼ 交通体系・通信基盤の整備を進めます！ ／



主要道路の充実
で利便性 UP！
国道・県道の
整備促進と
アクセス性強
化を進めます



身の回りの道も
安全に
使えるように
村道の安全性
向上や整備を
進めます



子どもからお年寄
りまで自由に移動
できるように
交通機関の
確保と充実を
図ります



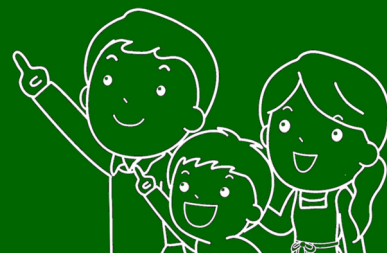
情報技術に
よってより
豊かな生活を！
村内の通信環
境の整備を
進めます



＼ 自然と共生する環境づくりを進めます！ ／



みんなで守ろう！
戸沢の豊かな
自然環境
戸沢村の豊かな
自然環境の保護と
保全を進めます



主要施策 1-1
安心安全な
地域づくり

1-1-1

消防防災体制の整備

施策の方針

- ◇ 安心安全な村づくりを進めるために、消防防災体制の強化・充実・救急体制の整備と情報収集・発信強化を引き続き推進していきます。
- ◇ 地域防災計画の見直しを行い、総合的な防災体制と危機管理体制の充実に努めます。
- ◇ 危険箇所の点検整備や防災体制の強化を最上広域市町村圏事務組合消防本部との連携をもとに確立していきます。

現状と課題

平成 23 年に発生した東日本大震災、平成 30 年豪雨災害をはじめ、局地的な豪雨、豪雪、台風等による自然災害が全国各地で多発しているとともに、村内に存在する活断層を原因とする地震震度予測の公表等から、防災に対する住民の関心が高まってきており、災害を未然に防止するための情報収集・伝達システム整備等を進める必要があります。

村内全域をカバーする同報系防災行政無線の親局・中継局・子局及び個別受信機のデジタル化は平成 26 年度に完了しました。一方、行政機関内の通信手段確保を目的とする移動系防災行政無線はアナログ方式を採用しており、不通エリアがあるほか、老朽化の進行と保守部品の枯渇による運用の支障が想定されています。

地域防災の中核を担う消防団について、団員の高齢化と就業形態の変化、生活様式や意識の変化により団員の確保が困難になっているほか、昼間不在団員の増加等が課題としてあり、消防防災組織について継続して検討が必要になっています。特に本村には遠隔地区や維持困難な地区の課題もあり、組織の活性化や消防施設の充実及び近代化に努める必要があります。

また、平成 12 年 6 月に神奈川県中井町と「災害時における相互支援に関する協定書」を締結しています。

施 策 の 内 容

(1) 防災予防運動の展開

防災行政無線による広報、村民と行政の協働による地域防災力の向上と自主防災組織の育成を図り、防災意識の啓発に努めます。

(2) 消防団協力事業所表示制度の促進

消防団活動に協力している事業所に対する表示証の交付により、協力事業所の地域への社会貢献を評価するなど、消防団と事業所の連携・協力体制の強化と地域における消防・防災体制の充実・強化を図ります。

(3) 消防団員の加入促進と安全確保

地域防災力の中核を担う消防団員について地域・企業団体と連携した加入促進を図るとともに、機能別消防団員の組織化を図ります。また、施設・設備の充実を計画的に進め、消防団活動の効率化、安全確保を図ります。

(4) 防災体制の強化・充実

ハザードマップを活用した災害時における避難体制の強化や、自主防災組織及び防災リーダーの育成・支援を図るとともに、防災士有資格者の積極的な活用を図ります。

(5) 移動系防災行政無線のデジタル化

平成 23 年の電波法改正により 400MHz 帯の防災無線局は260MHz帯に周波数変更が進んでいることや、全国共通波を使用した救援活動の連絡手段として運用可能なメリットを考慮し、移動系のデジタル化に向けた設備の更新を進めます。

(6) 総合的な防災体制と危機管理体制の充実

地域防災計画の見直し、危険箇所の点検整備、最上広域市町村圏事務組合消防本部との連携、地域事業者等との支援協定の拡充等、応急対策及び復旧対策を円滑に進めます。



主要施策 1-1
安心安全な
地域づくり

1-1-2

交通安全・防犯対策の 充実

施策の方針

- ◇ 安心で安全な地域社会の実現のため、関係機関や各種団体等との連携による地域活動の推進等、村民各層の交通安全意識の高揚に向けた交通安全対策を推進します。
- ◇ 高齢者を狙った悪質商法等の犯罪を未然に防ぐために、防犯意識の普及啓発活動に努めます。また、防犯灯等の施設整備を促進し、犯罪被害の未然防止に努めます。

現状と課題

本村には庄内と内陸を結ぶ国道 47 号が通り、交通量も多いことから、国道を中心に年間 20～30 件の交通事故が発生しています。安全運転や交通事故防止のために、もしかクラブや交通安全協会、交通安全事業主会、安全運転管理者連絡協議会等の各種団体による活動が展開されています。

地域の大切な子どもや高齢者を犯罪から守り、明るく健全な社会を築き上げていくため、地域ぐるみの防犯体制の一層の取り組み・犯罪被害者等の支援が必要です。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺等の犯罪が発生しています。日頃から村民自らが交通安全、防犯に心がけて行動することが期待されています。

施策の内容

(1) 交通安全意識の啓発活動の推進

交通関係団体や警察、各種団体等との連携のもと、交通事故防止に向けた効果的な交通安全教育・啓発活動を推進します。

(2) 交通安全施設等の整備促進

交通安全施設の充実により、安心・安全な交通環境の整備を推進します。

(3) 防犯意識の啓発活動の推進

犯罪情報の迅速な提供等により、防犯環境の充実を図るとともに、犯罪被害防止のための防犯啓発や、子どもたちの防犯教育・被害者も加害者も出さないまちづくりを推進します。

(4) 防犯灯の整備促進

防犯灯の設置及び修繕を実施し、防犯環境の向上を推進します。

主要施策 1-1
安心安全な
地域づくり

1-1-3

雪対策の充実

施 策 の 方 針

- ◇雪に強い生活基盤の整備を進めるとともに、長寿社会に対応した雪対策の充実に努めます。
- ◇農業やエネルギー分野への雪の利活用、冬の観光やイベントの創出を推進していきます。

現 状 と 課 題

本村をはじめ最上地域では道路の除排雪や屋根の雪下ろし等、雪の問題が村民の大きな不安や負担となっています。

冬季間における通勤・通学等の交通確保のため除雪ステーションを拠点とした除雪体制を図り、村道除雪を実施しています。

また、中部地区では流雪溝による雪の処理を行っています。一人暮らしの高齢者世帯や老夫婦のみの世帯が増加しており、毎日の除雪や屋根の雪下ろしが大変な負担となっています。このような世帯には、地域の消防団や高校生、大学生、社会福祉協議会による除雪ボランティア活動として除排雪が行われています。

雪は、「やっかいもの」扱いされていますが、視点を変えてみれば、様々な用途に利用することができる有効な資源です。農業面やエネルギー等、今後の利活用について、取り組んでいくことが課題となっています。

雪を利活用したものとして、蔵岡地区では、近くの雪原で地区を挙げて紙風船祭りが行われるようになり、村内外から多くの人を訪れる冬の観光イベントとして定着しつつあります。

施 策 の 内 容

(1) 除雪体制・除雪機械の整備

民間の力を生かした除雪体制の充実や除雪機械の計画的な整備を図ります。

(2) 長寿社会に対応した雪対策の充実

長寿社会に対応した除雪ボランティア活動の推進や地域で行う共同除雪活動への支援を図ります。

(3) 利雪・親雪活動の推進

雪は様々な用途に利用することができる有効な資源として農業、エネルギー、観光に活用できるよう、関係機関と連携を図りながら推進します。

主要施策 1-2
快適で安全な
生活基盤の整備

1-2-1

簡易水道の整備推進

施策の方針

- ◇ 安定した水の供給のために施設の固定資産台帳を早急に整備し、老朽度や重要性を考慮し、優先順位を設定した上で計画的な更新を図っていきます。
- ◇ 昭和 47 年度に供用開始された草薙浄水場では老朽化が著しく、早期の改修を目指します。

現状と課題

本村の水道事業は、平成 29 年度に角川古口簡易水道、戸沢簡易水道、草薙飲料水供給施設を統合し、戸沢村簡易水道として給水を行っています。未給水区域の杉沢、向松坂、高屋地区を除き、水道水が供給されています。

近年は、人口の減少に比例し使用水量も減少し続けており、料金収入も減少している状況です。将来的に水道事業を維持していくためには、料金改定等により利用者負担へ影響する等、様々な運営課題が想定されます。このことは本村に限らず、全国的な課題となっており、県内においても広域化に向けた議論が進められています。

施策の内容

(1) 固定資産台帳の整備

各施設の現状を的確に把握する固定資産台帳を整備し、中長期的な施設整備の更新・修繕を計画的に行い、長寿命化と経営基盤の強化を図ります。

(3) 節水意識の高揚

限りある水資源の有効活用のため、村民の節水の意識を高める啓発活動に努めます。

(2) 草薙浄水場の改修

草薙浄水場については水道使用量が限界に達し、給水が逼迫することもあり、安定的な水道水の供給ができるよう、施設の改修・整備を図ります。



主要施策 1-2
快適で安全な
生活基盤の整備

1-2-2

生活排水処理対策の促進

施策の方針

◇戸沢村生活排水処理施設整備基本計画に基づき、地域集落の水質保全や地域環境の改善を図るため、生活排水処理対策を計画的に進めます。

現状と課題

令和2年度現在、農業集落排水処理施設が3事業区15地区で、古口真柄地区特定環境保全公共下水道施設が1事業区2地区で供用されています。その他の地区は合併浄化槽処理区域となります。

生活様式の多様化等によって汚水の量は年々増加してきましたが、下水道への接続や合併浄化槽の設置等の増加により、用排水路、河川等の水質汚濁、悪臭は徐々に改善されてきています。

今後も公共下水道事業、農業集落排水事業への加入促進、合併浄化槽事業を推進していく必要があります。

施策の内容

(1) 水洗化の促進

戸沢村生活排水処理施設整備基本計画の見直しを行い、下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業による浄化対策を実施します。

(2) 汚泥利用計画の推進

年間約60トンとされる排水処理場廃棄物である汚泥を有効資源として利活用を進めます。

(3) 水質汚濁の改善

生活排水による水質汚濁の状況やその対策について啓発を行い、快適な生活環境づくりと水質改善を図ります。

主要施策 1-2
快適で安全な
生活基盤の整備

1-2-3

ごみ、廃棄物対策の推進

施策の方針

- ◇戸沢村分別収集計画に基づき、ごみの減量化と再資源化に向け、村民の理解を得ながら分別収集の徹底を図るとともに、食品残渣（生ごみ）の収集体制の整備による循環型農業への活用を推進します。
- ◇地域や学校における環境教育を支援し、快適で清潔な環境づくりを推進します。

現状と課題

生活水準の向上と消費生活の変化に伴って、ごみ等の廃棄物は年々増加の一途を辿っています。本村においても一般廃棄物の収集量は、可燃ごみ、不燃ごみともに増加しています。また、村内の山野を中心にごみの不法投棄が未だに続いています。

本村では、地域住民や学校との協働によるモモカミゴミバスターズ大作戦を行い、最上川におけるごみ拾い活動を通じて環境問題に対する意識の啓蒙を図っています。また、レジ袋の有料化が令和2年7月からはじまり、ごみに対する村民の意識も高まっています。

今後においても、ごみ減量化と再資源化による循環型社会の形成に向けて、村民の理解を得ながら、対策を実施していく必要があります。



施 策 の 内 容

(1) 家庭系ごみの減量化と有効利用の推進

ごみの減量化、特に生ごみの堆肥化を普及すべく、衛生組合を通じコンポスター購入に対する補助を行います。

小・中学校等で実施している資源ごみの集団回収事業に奨励金を継続して支給します。村民同士の交流を通し、村を挙げて資源循環の取り組みを実施します。

(2) 不法投棄防止対策

立て看板の設置やパンフレット等の配布により、不法投棄が犯罪行為であることを周知し、その防止に向けた啓発を図ります。

また、県や産業廃棄物協会と連携し、地区会合同の不法投棄防止パトロール等を実施します。

(3) 分別収集の強化と資源リサイクル運動の推進

限られた資源の有効な活用に向け、可燃ごみ、不燃ごみの分別収集の強化を図るとともに、再利用できる廃棄物等の収集体制を整備し、資源リサイクル運動を進めます。

(4) モモカミゴミバスターズ大作戦の展開

山形県を代表する「最上川」の中流部にある本村において、最上川の美しい姿を後世に伝えるためにも、川辺に散乱するごみを流域住民や川の恩恵を受けている人々で退治します。



主要施策 1-2
快適で安全な
生活基盤の整備

1-2-4

定住環境の整備

施策の方針

- ◇定住化を促進するために、村営住宅の建設を計画的に進めるとともに、定住促進住宅の建設、空き家の活用を図ります。
- ◇広域連携のもと、ＵＪＩターンを希望する人への積極的なＰＲを展開します。

現状と課題

豊かで潤いのある生活を営むには、良好な住宅や生活環境の整備が重要です。本村では定住化を促進するため、村営住宅の建設を計画的に進めてきたところですが、さらなる定住化に向けた村営住宅の整備を図る必要があります。

一方、居住環境の整備と景気浮揚対策の一環として、平成22年度から持家住宅の建築工事や改修を行う個人に対し補助を行っています。また、住宅等について、地震等の災害被害を最小限に食い止めるために木造住宅耐震診断を実施しています。

ＵＪＩターン志向は高まっているものの、県全体や最上地域でも依然として人口流出が続いています。そのため、住まいの確保とともに、広域圏全体で働く機会やＰＲを充実し、移住者を確保していく必要があります。

施策の内容

(1) 村営住宅の整備

村営住宅の整備や既存住宅の維持管理を図ります。

(2) 快適な住環境の整備

持家住宅促進整備事業及び木造住宅耐震化診断事業を推進します。

(3) 定住促進住宅の建設

企業等の外部資金による建設を行い、定住者の確保に努めます。

(4) ＵＪＩターンの受け入れ対策の推進

ＵＪＩターン者への認知度を高めるため、県・最上地域協議会と連携したイベントの開催、継続的な情報提供、空き住宅情報の整備を図り、受け入れ環境づくりに努めます。

(5) 空き家情報の提供

空き家等対策計画に基づき、空き家バンク制度を創設するとともに、空き家の活用を図ります。

主要施策 1-3
交通体系・
通信基盤の整備

1-3-1

国道・県道の整備促進

施策の方針

◇多くの村民は通勤や通学の送迎、買い物等の日常生活で自家用車を利用していることから、重要な生活基盤であり、地域経済の大動脈である国道・県道の整備促進とアクセスの利便性強化を引き続き推進します。

現状と課題

本村には、内陸と庄内地域を結ぶ幹線道路である国道 47 号が東西に走っています。この道路は、最上川と並行し、山間峡谷地帯を通ることから、梅雨期の土砂崩れ、冬季の降雪や路面凍結、交通事故等によって通行止めとなることがあり、日常生活や地域産業にも大きな影響を与えます。

国道 47 号に並行する広域道路ネットワークとして産業振興や交流事業に重要な社会資本となる新庄酒田地域高規格道路の整備が進んでおり、平成 30 年 7 月に津谷～古口間が開通しました。さらに新庄～津谷間は令和 4 年度、古口～草薙間「高屋防災」は令和 6 年度中の開通に向けて工事が進められています。

主要地方道戸沢大蔵線は逐次整備が進んでいるものの、国道 47 号接続付近の J R 陸羽西線跨線橋下が大雨時には水没し通行止めとなり、通勤や通学等に大きな影響を及ぼしています。また、主要地方道新庄戸沢線については通勤等で多くの人が利用することから、道路改良、踏切改良の要望を強く行っています。

施策の内容

(1) 高速道路の整備促進

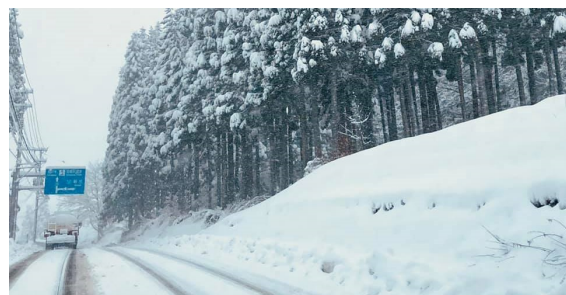
他圏域との産業や文化の交流による地域活性化を図るため、新庄酒田地域高規格道路の早期完成を関係機関に働きかけます。

(2) 国道 47 号の改良整備

内陸と庄内地域を結ぶ重要な路線である国道 47 号の改良整備について、関係機関に要望します。

(3) 主要地方道の整備促進

地域住民の利便性向上と交通安全を確保するため、狭隘な区間の改良整備、踏切改良を関係機関に粘り強く要望します。



主要施策 1-3
交通体系・
通信基盤の整備

1-3-2

村道の整備促進

施策の方針

◇村道について、生活道として潤いのある道路づくりを進め、安全性向上や環境整備等、機能強化と親しみある道路整備を進めます。

現状と課題

本村には、244 路線、実延長 110.5 km（令和元年 3 月末 道路補正反映）の村道があり、集落を結んでいます。

生活関連道路である村道は、日常生活や災害等の緊急時には欠かせないものであることから、機能的で生活に密着した道路の整備に努める必要があります。

また、自然条件、立地条件から冬季になると大雪となり、幅員が狭く、縦断勾配の急な村道では通行不能になることも多くあります。そのため、これらの改良整備を図り、冬季における交通の安全確保に万全を期す必要があります。道路改良に対応した除雪機械の増強だけでなく、消流雪溝の整備も図る必要があります。

施策の内容

(1) 村道の計画的な整備

日常的な生活道路としての機能を向上させ、交流人口の拡大に向け、その利便性の向上に努めます。

(2) 歩行者の安全対策の推進

歩道の整備や冬季間通行の確保に努め、安全性、利便性を高めます。

(3) 村道の維持管理の強化

安全な交通を確保するため、維持管理を計画的に推進します。



主要施策 1-3
交通体系・
通信基盤の整備

1-3-3

総合的な交通体系の整備

施策の方針

◇お年寄りや子ども等の交通弱者を含めた村民の平等な移動手段であり、観光・交流の重要な手段である交通機関の確保と充実を図ります。

現状と課題

本村にはＪＲの陸羽西線が走り、古口・津谷・高屋の３駅があります。令和２年度現在、約１時間に１本の間隔で運行されている状況で、山形新幹線のターミナル駅である新庄と庄内を結んでいます。ＪＲを利用してくる県内外からの観光客は、古口駅で降り、最上川舟下りの後、高屋駅から次の観光地に向かうパターンが一般的なコースとなっています。

公共交通としては村営のデマンドバスが運行されており、利用者は高齢者や高校生が多くを占め、交通弱者といわれる人の重要な交通手段となっています。平成２６年４月１日から運賃はワンコイン（１００円）、小・中学生と高齢者は無料となっています。令和２年１０月からは上松坂～県立新庄病院、高屋駅～庄内町アピア・町湯のデマンドタクシーの実証実験が開始されました。

今後も快適な日常生活の確保や地域産業の活性化のために総合的な交通体系の整備を図ることが必要です。

施策の内容

(1) バス・鉄道の維持

お年寄りや子ども等の交通弱者を含めた交通手段の確保を図るため、効率的で利便性のあるバスの運行を継続します。また、周辺自治体と連携し、鉄道の維持を事業者に働きかけます。

(2) 新たな公共交通の整備

デマンドバスやデマンドタクシーといったコストを抑えつつ、かつニーズに合わせた総合的な公共交通の整備を図ります。



主要施策 1-3
交通体系・
通信基盤の整備

1-3-4

情報・通信体系の整備

施策の方針

◇ 安心安全な地域づくりのために、通信機器設備の多目的利用の検討と公的機関等を結ぶ通信網の整備を図っていきます。

現状と課題

情報通信の格差是正が大きな課題でしたが、平成 22 年 11 月 1 日に村内全域に光ファイバー網が整備され、超高速のインターネットサービスが受けられる環境が整備されました。

テレビ放送については、戸沢中継所はNHK・YBC・YTSのアナログ中継施設があり、平成 23 年 7 月に地上デジタル放送への完全移行に伴うアナログ停波の際、後発民放2局TUY・SAYのデジタル局新設を求めましたが、「放送局が定める受信エリア外で視聴できない場所は難視聴の定義には当てはまらない」という東北総合通信局の見解が出されており、村内の難視聴自主共聴・NHK共同受信等で解決済みとされています。そのため、戸沢中継局（滝通り）へ集中中継局設置による放送局のエリア拡大を求めていく必要があります。

緊急の連絡や災害時に今や欠かすことのできない携帯電話については村内の一部に不感地帯が存在していることから、村内の全地域で携帯電話が使えるように対策を進める必要があります。

施策の内容

(1) 光ファイバー網を利用した整備

村内全域に光ファイバー網が敷設・整備された情報通信基盤を活用し、一人暮らし世帯の安全確認や健康、医療、防災等多目的利用を検討します。

また、指定緊急避難場所となっている地区公民館等の公的施設を結ぶため、フリーWi-Fi 構築事業と連携し、災害時も速やかに情報を入手・共有できる通信網の整備を検討します。

(2) 地上デジタル放送への対応

地上デジタル放送の全村受信に向けて、戸沢中継局（滝通り）へ集中中継局設置による放送局のエリア拡大を関係機関に要望します。

(3) 携帯電話不感地帯の解消

携帯電話の不感地帯の解消に向けた取り組みを進めます。

主要施策 1-4
自然と共生する
環境づくり

1-4-1

自然と共生する環境 づくり

施 策 の 方 針

◇ 森林、水田等の持つ公益的機能を維持し、自然環境を後世に引き継ぐため、自然環境の保全・再生に努めていきます。自然資源を大切にすることを育み、水資源、里山の利活用等、保護と保全を図っていきます。

現 状 と 課 題

近年の地球温暖化の進展は、地球レベルでの気温・海面上昇や異常気象の増加、生態系等、広い範囲に様々な影響を及ぼすと予想されています。本村は、最上川県立自然公園、今神山自然環境保全地域といった豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物を育む生態系の宝庫であり、後世に引き継ぐべき貴重な財産が残されています。

また、村内の水田や森林は、経済的機能ばかりでなく、国土保全、水資源の涵養等、公益的な機能が大きく、自然とそこに住む人々にとって、互いに利益を分かち合う相互関係にあり、私たちはその大きな恩恵を受けています。

村内の各地域では、めだかやハッチョウトンボ等の貴重な動植物の保護活動を実施している団体もあり、環境問題への関心が大きくなりつつあります。

また、過疎化、高齢化に伴う里山等の管理粗暴化による林冠形成や、耕作放棄地の藪化により野生動物の生息範囲が農地や集落へ隣接し、農作物等の被害が増加しています。

施 策 の 内 容

(1) 景観の保全

地域の意向等を踏まえ、必要に応じて条例の制定及び景観計画の策定を検討します。

(2) モモカミゴミバスターズによる 環境美化意識の啓発

山形県内を縦横断する最上川より打ち上げられるゴミを清掃することにより、県民・村民の拠り所である“母なる川”最上川の雄大さを体感してもらうとともに、環境美化に関する意識啓発を図ります。

(3) 再生可能エネルギーの有効活用

太陽光、水力、風力、木質チップ、温泉熱等エネルギー転換が可能な資源が豊富にある特性を生かし、実用化を目指して検討・検証します。

(4) 野生動物との共存と鳥獣被害対策

里山の整備を推進することにより野生動物の生息域を保全、人間の生活圏との境界を明確にし、野生動物との共存を図ります。

併せて農地や集落へ呼び寄せない対策を進め、農作物等の鳥獣被害の低減を図ります。

基本方針 2

活力に満ちた 豊かな村づくり

2-1 農林業の振興

2-2 観光と交流の促進

2-3 商工業の振興と労働環境の充実

村の取り組みが SDGs（持続可能な開発目標）につながります！



貧困をなくそう



飢餓をゼロに



すべての人に健康と福祉を



質の高い教育をみんなに



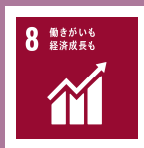
ジェンダー（男女）平等を実現しよう



安全な水とトイレを世界中に



エネルギーをみんなにそしてクリーンに



働きがいも経済成長も



産業と技術革新の基盤をつくろう



人や国の不平等をなくそう



住み続けられるまちづくりを



つくる責任 つかう責任（生産と消費の循環）



気候変動に具体的な対策を



海の豊かさを守ろう



陸の豊かさも守ろう



平和と公正をすべての人に



パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT

GOALS

こんな村づくりを目指します！

～ 活力に満ちた豊かな村づくり ～

＼ 農林業の振興を進めます！ ／

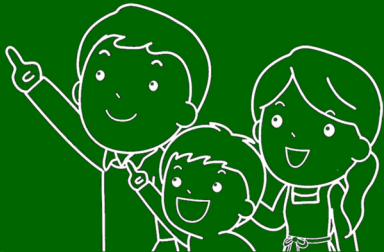
 最新技術で 農業を活性化！ 新しい技術や機械を とり入れる農家を 応援します	 戸沢の農産物を たくさんの人に！ 農産物や加工品の 販路拡大を進めます	 戸沢産の牛・豚が もっと有名に！ 畜産の支援及びブ ランド化を 進めます
 農業を続けやすい、 始めやすい環境へ！ 後継者対策や耕作放 棄地対策を進めます	 豊かな自然を生かして 林業の活性化へ！ 森林の生育や活用 のための支援を 進めます	 水辺の環境を守って 魚を増やそう 収穫量の安定化や 活魚と加工品の 販路拡大を進めます

＼ 観光と交流の促進を進めます！ ／

 多彩な魅力を活かして 観光客 UP！ 地域資源を活用した 観光振興を進めます	 様々なつながりから 戸沢を活性化！ 村内外の交流や 多文化共生の 村づくりを進めます
---	---

＼ 商工業の振興と労働環境の充実を進めます！ ／

 商工の活性化で 活力とにぎわいを！ 商店や企業の 経営支援を進めます	 働く場と働きがい UP で 村に活力を！ 雇用の場の創出とワー ク・ライフ・バランス の啓発を進めます
---	--



主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-1

農業の振興

施策の方針

◇ 水稻を中心とした農業を基本とする農業経営を図るとともに、米の生産調整・米価の下落による農業所得の減収分の高収益野菜栽培等への転換、施設園芸作物等の導入、農業用ドローンの活用やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）等を用いたスマート農業の推進により、農家所得向上及び農業生産の向上と低コスト生産を目指し、再生産可能な農業経営を確立します。

現状と課題

本村の農業は、水稻を中心とした稲作単一経営が多く、今までは米に依存した農業経営を行ってきましたが、米の消費の減少による米価の下落、生産調整の拡大、さらには高齢化や農業後継者の減少等、極めて厳しい状況に置かれています。

大半の農家は水稻に加え他産業従事（農外収入）による経営となっており、近年では、急激な経済の悪化により、企業従事者のリストラ等、雇用情勢も厳しいものとなっています。

美しい田園風景を後世に引き継いでいくため、地域の中での農用地の集積方向や担い手の確保計画、「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合いを、非農業者も含めた地域全体で進めています。

農業を取り巻く状況に目を向けると、世界的な食糧不足、国内の食料自給率の低下、食品の安全性が大きく取り上げられています。こうした中で、国の農業政策が大きく転換され、平成30年産米から「生産の目安」が示され、米の直接支払交付金も廃止されました。さらなる農家のコスト削減や「売れる米づくり」の推進が求められ、生産数量目標に頼らない需要に応じた生産を行っていくこととなりました。また、昭和一桁世代のリタイアや若い人材の他産業との獲得競争の激化等により、農業を支える基幹的農業従事者数は年々減少しています。

農業を取り巻く情勢が急変し、先が見えない状況の中で農業生産の向上と農業後継者の育成、農業従事者の確保が急務となっています。国の農業政策が大きな転換期を迎え、農業の経営基盤の確立を図るため経営所得安定対策、水田フル活用ビジョンによる産地交付金制度等の農業所得向上と経営安定化を目指した取り組みが強化されています。戸沢地区経営体育成基盤整備事業に伴い、国の農地耕作条件改善事業を活用した約12ヘクタールの水田畑地化団地が形成され、「鞭打野園芸団地組合」を設立し、農業産出額の増加を図っています。

今後も、地域の特性を生かした農業政策を実施し、基本作物である水稻を中心に生産調整水田を利用した収益性の高い品目を選定することによって農業経営の安定化を目指すとともに、循環型農業の展開で「安心・安全」な農産物生産や生産基盤の整備に努め、農業・農村の活性化を図ることが重要になります。

施 策 の 内 容

(1) 農業経営基盤の確立

農地の遊休化、荒廃化の防止のため優良農地を確保するとともに、農地の有効活用と集落全体で農業環境を守っていくため、「多面的機能支払交付金事業」や「中山間地域等直接支払交付金事業」等を活用し、地域の担い手の育成を図りながら集落営農体系による共同化や農業法人の育成を促進します。

(3) 園芸作物の振興

村の推奨作物であるミニトマト・パプリカ・りんどう等の取り組みを強化し、生産拡大に向けて新たな担い手の掘り起こしや補助事業等による施設整備を進め、栽培技術の向上による安定的な複合経営の推進を行います。

「鞭打野園芸団地組合」の地区をモデルにした水田畑地化による土地利用型作物の産地化を支援します。

（２）地域農業ビジョンの推進

水田農業の確立を図るため、高収益野菜の施設園芸等による複合経営の推進や「安心・安全」な良質米生産を目指します。

特別栽培米の作付け、県主力品目の「はえぬき」、県ブランド米の「つや姫」「雪若丸」の栽培を推進し、戸沢産米の販路拡大に取り組みます。

また、土地利用型作物であるネギ・エゴマ・ニラ・アスパラガス等の栽培面積の拡大を推進し、米以外の作物導入と生産拡大による産地化を図ります。

(4) スマート農業の振興

農業用ドローンや自動走行トラクター、収穫用ロボット等の導入、生産管理システム等へのＩＣＴ（情報通信技術）やＡＩ（人工知能）技術の導入を行う農業者を支援し、スマート農業の推進を図ります。



主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-2

農産物の販売推進体制の 確立

施策の方針

◇村特産品であるパプリカやエゴマ、角川かぶ等の最上伝承野菜、山菜、そば、そば焼酎等の農産物や加工品の市場拡大を図るため、都市との交流による直売や農産物の加工による商品開発の検討、産地としての宣伝活動等に努め、流通・販売戦略の強化を図ります。

現状と課題

農産物や食品の「安心・安全」に対する消費者の意識が高まっている中で、生産地や生産者の顔が見える農業への対応と環境に配慮した環境保全型農業が課題となっています。

産地としての生産拡大と品質向上や栽培に関するトレーサビリティ（栽培管理履歴）の確立を図り、生産地としてのイメージづくり等のブランド化を図る必要があります。

市場や流通関係者との情報ネットワークの確立を図りながら、消費者との交流や観光、イベント等を結びつけた体制整備が課題となっています。

併せて、農産物直売施設や加工施設の活性化も課題となっています。

施策の内容

(1) 市場の拡大と販売ルートの開拓

農産物の市場拡大を図るため、各種イベント等に積極的に参加し、流通関係者との結び付きを強化するとともに、消費者との交流により販売ルートの開拓を推進します。

特産農産物産地化・販路拡大アドバイザーの活用を図ります。

(2) 産地化としてのブランドの確立

農産物の品質管理や品質保証を徹底するため各種栽培認証を取得し、「安心・安全」な農産物の提供を実践します。

市場関係者や消費者からの信頼を確保するため、「戸沢ブランド」の確立を推進します。

(3) 農産物等の特産品開発

「安心・安全」な農産物を活用して農産加工による新規の商品開発に努め、生食生産販売と併せて加工食材としての利用により、特産品の開発や6次産業化の推進を図ります。



主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-3

畜産振興

施策の方針

- ◇繁殖雌牛導入事業を推進し、規模拡大を図るとともに畜産にとって致命的な伝染病や他疾病等の発生を予防するため自衛防除に努めます。
- ◇大規模養豚場の養豚経営を支援します。

現状と課題

本村の畜産農家数は、年々減少しており、牛の繁殖農家が2戸という状況となっています。村では、繁殖雌牛導入事業を従来から実施していますが、近年では取り組める農家も減少している状況です。

閉塞感のある農業施策から転換する起爆剤として、平成 30 年度より大規模養豚経営企業を誘致し、村内現地法人を立ち上げ、年間出荷頭数 30,000 頭の大規模養豚場建設を推進してきました。

その波及効果・相乗効果を得るためには、観光関連施設等との連携により魅力ある地域活性化につなげていくことが課題となります。

まずは、豚舎建設を契機に地元からの雇用確保が図られましたが、今後は、「安心・安全」な有機農業の推進、耕畜連携の循環型農業推進のため、飼料用米への需要対応と完熟豚糞たい肥の有効活用を考え、低コスト・高収益作物栽培に力を入れ、農家所得の向上を図っていくことが重要となってきます。

施策の内容

(1) 山形県和牛繁殖雌牛導入事業の実施

良質な肉牛を繁殖させるため、繁殖雌牛の導入に際し、より血統の良い繁殖雌牛を導入するための事業を推進します。

(2) 家畜畜産物衛生指導事業や自衛防疫事業の実施

畜産の衛生を保ち、豚熱等の発生を予防するため、家畜畜産物衛生指導事業や自衛防疫事業を実施します。

(3) 畜産クラスター事業の推進

(株)山形戸沢ファームの一貫型養豚生産において、飼料用米・豚糞たい肥の活用等、循環型農業の形成による耕畜連携や地域活性化を図り、地元雇用の安定的な確保につなげます。

(4) ブランド豚「戸澤豚一番育ち」の販路拡大の推進

(株)山形戸沢ファームの生産技術により、良質な品質を保つとともに、「戸澤豚一番育ち」のブランド戦略を推進し、県内はもとより、首都圏への販路拡大を推進します。

主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-4

多面的機能支払交付金事業

施策の方針

- ◇ 子・孫の世代まで美しい田園風景を継承していくため、農地・農業用水等の資源の保全管理を図ります。
- ◇ 活動組織による農村環境の資質向上を図ります。

現状と課題

地域において農地・水環境の良好な保全とその資質向上を図ることを通じて地域の振興を図るため、非農業者も含めた地域ぐるみによる効果の高い共同活動と、農業者の先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する事業として、平成 19 年度より実施されてきた「農地・水・環境保全向上対策事業」が平成 26 年度より「多面的機能支払交付金事業」に移行され、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動や地域資源の適切な保全管理を推進し、継続実施されています。

令和 2 年度現在、共同活動 15 組織が活動していますが、農業者と非農業者が一体となって、地域の環境保全に努めており、集落のまとまりがより一層深まってきています。一方、農業者の後継者不足や高齢化、農業従事者の減少に伴い、活動組織の運営が懸念されます。

施策の内容

(1) 共同活動

地域資源を適切に保全する活動として、遊休農地等の発生状況の把握、施設の点検、農業施設周辺の草刈り、水路の泥上げ等の活動を実施します。

地域資源の質的向上を図る活動として、施設の機能診断、共同作業計画の策定、施設の保守等の活動や未舗装農道の整備、素掘り水路の更新等、長寿命化のための活動を実施します。

農村環境の保全及び質的向上を図る活動として、環境保全をテーマとした事業の啓発・普及を実施します。

(2) 営農活動

化学肥料・化学合成農薬の低減に取り組みます。

地域全体での環境負荷低減に取り組みます。

(3) 地域リーダーの育成推進

村の水田面積の約 7 割を多面的機能支払交付金でカバーしていますが、耕作者の平均年齢が 70 歳近くであることから、地域コミュニティ形成の中心となる若手リーダーの育成を推進します。

主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-5

中山間地域等直接支払 交付金事業

施策の方針

◇ 中山間地域の農地保全、農業生産活動の継続、高齢農家が安心できるよう、引き続き対策に取り組めます。

現状と課題

当該事業は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援制度として平成 12 年度に創設され、第 1 期から第 4 期まで 20 年間にわたり取り組んできました。

令和 2 年度からは、第 5 期対策がはじまっていますが、近年、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足が進行しており、特に平場と比較して生産条件が不利な傾斜地等の農地では、耕作放棄地・遊休農地の発生が懸念されることから、農用地を維持・保全するため、農業生産費を補填する制度となっています。

施策の内容

(1) 交付金の配分

交付金の高配分により、農家の実収入を確保します。

(2) 対象農用地の拡大

山間の飛び地や緩傾斜農用地等の協定取り組みを推進します。

(3) 高齢農家も安心できる施策

「集落戦略サポート型」の体制整備により、安定的かつ持続的に農業生産活動を維持し得る「仕組み」づくりを目指します。



主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-6

耕作放棄地・遊休農地 対策

施策の方針

◇全国的な問題にもなっている農地の荒廃は、地域の荒廃にもつながるものです。農業の担い手確保を図るとともに、耕作放棄地・遊休農地対策を行い、村の基幹産業である農業の活性化に向けた対策を講じる必要があります。

現状と課題

生産条件の悪い土地は、耕作放棄地・遊休農地として発生しやすい状況にあることが推測されます。また、今後は農業経営世帯において、高齢化等に起因する担い手の減少に伴う耕作放棄地・遊休農地の増大が懸念されます。

現在の農業従事者は平均年齢が約70歳となっており、今後も高齢化が一層進むことから、担い手の確保が課題となっています。

施策の内容

(1) 農業後継者の育成による担い手の確保

国庫補助の次世代人材確保支援事業の活用、村単独での支援金、JAと連携した育成支援を充実させ、人材の確保を図ります。

(3) 荒廃農地の把握及び対策

農業委員会で行っている農地パトロールを強化し、荒廃農地の把握を行い、村単独事業の農地再生利用事業等を活用して農地の再生を図ります。

(2) 農地の集積・集約化の促進

中間管理機構による農地の賃貸借・売買を推進し、各地域の「人・農地プラン」の策定・見直しを図り、実効性のある農地の集積・集約化を促進します。

(4) 農村環境の保全・活性化

中山間地については、生産条件が悪く、経費がかさむため、中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、資金を確保しつつ、農用地の保全を図ります。

また、多面的機能支払交付金事業を活用し、農用地の保全を図るとともに、草刈りはもとより、花植え等の環境美化の共同作業を実施することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-7

農地基盤整備事業の 促進

施 策 の 方 針

- ◇ 農業の持続的な発展のため競争力の高い経営体の育成・支援、水田畑地化の計画的な推進による畑作物の生産振興、多様な主体の参画による農村づくりと快適な農村居住空間の創造を図り、農業の持続的な発展と本村の活性化に寄与します。
- ◇ 農業従事者の定住や都市との地域間交流を促進するためにも、農業生産基盤の条件整備を地域と協力して取り組みます。

現 状 と 課 題

本村における農業の現状は、年々農家数が減少する一方で経営耕地面積 4 ヘクタール以上の認定農家は増加している状況にあり、農地の利用集積面積割合は年々高くなっています。また、農業就業人口は減少傾向にあるものの、近年は減少幅が小さくなっています。

耕地面積は、近年、ゆるやかな減少傾向にあり、一方で耕作放棄地・遊休農地面積は増加傾向にあります。特に、生産条件が不利な中山間地域において耕作放棄率が高くなっています。

耕作放棄地・遊休農地は害虫の発生源になる等、農作物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしています。

施 策 の 内 容

(1) 集落営農の推進

基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減等により、担い手への農地の面的集積や集落営農の推進を図るとともに、担い手不足を解消するため、地域農業の推進と集落の活性化を図ります。

(2) 「人・農地プラン」の実質化促進

地域の農業・農地を守り継いでいくため、「人・農地プラン」の実質化に向けた話し合いが地域主体で進められており、合理的農作業が可能な大規模ほ場となる基盤整備が農地集積の鍵となります。

地区として「基盤整備」への熱意により意思統一することが一番重要なことから、要望のある地区へは情報提供等により、関係性を構築します。

主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-8

林業の振興

施策の方針

◇戸沢村森林整備計画（令和2年4月改定）を基本的施策の柱とし、計画的かつ一体的に間伐・保育等の森林整備を推進するため、担い手育成や林家の経営基盤の安定を図りながら森林施業の合理化を推進します。

現状と課題

本村の森林面積は、総面積の約85%を占めています。また、民有林の人工林率は66%と県平均の41%を大きく上回っています。しかしながら、木材価格の低迷等から林業への関心も低い状態であり、個人造林は減少している状況にあります。

森林も農地と同様、荒廃してきている状況があり、県みどり環境税を活用した「やまがた森林ノミクス」や国の森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度が推進されています。

本村を含む最上地域では農林業専門職大学の設置運動を推進しており、さらには大規模バイオマス事業が実施されていることや里山の大切さ、木材の有効活用が見直しされています。今後は、地域森林の育成・整備について、造林から保育・伐採まで総合的な森林整備の推進が必要となります。

施策の内容

（1）林業従事後継者の育成

農林業専門職大学が近年開学するにあたり、大学と連携しながら、林業従事者の育成や後継者の確保を図ります。

（2）森林資源や林業基盤の整備

森林面積が占める割合が高いという特性を生かし、木質チップ等の森林資源の活用、林業基盤の整備等を必要に応じて検討します。

（3）林業振興体制の確立

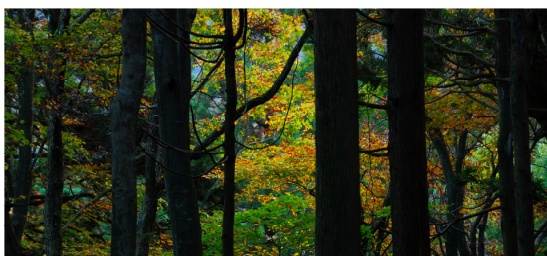
林業人口が少なく、組織化を図ることができないため、森林組合等と連携を図りながら、林業振興体制の構築を模索します。

（4）特用林産物の生産の促進、加工体制の確立

特用林産物の生産拡大を図り、特産品へとつなげていくとともに、加工・販売することによって知名度を高めます。

（5）森林組合との連携促進

森林組合と連携し、森林の保全を確保するとともに、森林教育の充実を図り、自然と共生していくための啓発活動を実施します。



主要施策 2-1
農林業の振興

2-1-9

内水面漁業の振興

施策の方針

- ◇ 各種魚類の放流、養殖拡大を図り河川環境と資源の保護育成に努めていきます。
- ◇ 村が整備した「淡水魚ふ化養殖センター」と「明戸地区親水公園」については、管理・運営を委託している各団体と連携し、内水面の振興はもとより、より一層の交流や教育の場としての活用を図っていきます。

現状と課題

本村では、最上川、鮭川、角川等の一級河川やその支流が多く流れています。そこには、サクラマス・アユ・ヤマメ・イワナ等の清流・溪流の魚が多く生息しています。特に、最近では春先のサクラマス釣りや溪流釣りが盛んに行われ、県内外から多くの釣り人がやってきました。

一方、河川には多くの砂防ダムが建設され、その多くが既に満砂状態となっており、その対策が求められています。

施策の内容

(1) 魚のふ化放流

鮭・サクラマスのふ化放流、アユの放流を行い、収穫量の安定化を図ります。

(2) 活魚販売及び加工処理の試行研究

安定的な販売のため、活魚の販売促進及び、加工処理等を検討し、6次産業化を目指します。

(3) 各種団体との連携強化

最上漁協・最北中部漁協等と連携を図り、乱獲を防止するためのパトロール等を強化し、内水面漁業の安定化を図ります。



主要施策 2-2
観光と交流の
促進

2-2-1

観光と物産の振興

施策の方針

- ◇ 本村の自然や歴史等をはじめとする観光資源を磨き上げて商品化する中で人材育成・コンテンツ造成等を実施し、既存の観光施設等との連携を図るとともに、広域観光との結び付きを強めながら、滞在型観光の確立と交流人口の拡大を図ります。
- ◇ 村の地域資源や伝統技術を生かしたイベントを創出し、村の物産振興を推進することにより、特産品の知名度向上や製造事業者の所得の向上、地域の活性化を図ります。
- ◇ 現在の観光施設について新しい需要に対応できるよう整備を推進するとともに、新たな観光資源の開発と調査を行い、資源を生かしたコンテンツ造成を目指します。

現状と課題

本村では山形県でも代表的な観光地とされている最上川舟下りを楽しむことができます。最上川の中でも随一の景観を誇る最上峡の自然を満喫できることで、舟下りには年間9万人近い観光客が来訪していますが、近年の旅行形態の変化や景気の低迷や新型コロナウイルスの拡大感染の影響等により、観光客数は減少傾向にあります。

こうした現状から、舟下りを中心とした広域的観光ルートの確立や地域の観光資源との連携を図ることが急務であり、現在所属する最上地域観光協議会や庄内コンベンション協会等との連携をさらに強化するとともに、協議会事業だけではない連携の取り組み等も強化していく必要があります。

農家民宿については、農家民宿6軒（令和2年4月現在）との連携により、「体験型観光」の商品化ができつつあります。今後はターゲットの明確化や、さらなる連携強化、現行のコンテンツの磨き上げ等が必要となっています。

地域資源活用型イベントについては、各種団体と協力しながら、定期的を実施しているところです。今後は来場者のニーズを捉えた新しい取り組み等も取り入れながら、持続可能な事業手法を検討していく必要があります。

村内観光地として、観光施設、温泉旅館や日帰り温泉施設、道の駅や体験コンテンツ受け入れ団体、物産振興事業者等、それぞれが目指す「戸沢村の観光」像について共有し、同じ方向に向けて活動するための連携や情報交換、各種団体の交流の機会を増やす必要があります。

施策の内容

(1) 農家民宿を組み込んだ観光ルートの確立

民宿同士の連携強化への支援の継続と、ターゲットの明確化や商品化に向けて、情報発信力の向上に向けた支援、コンテンツの磨き上げへの支援を実施します。

(2) 広域観光ルートの確立

最上地域観光協議会、庄内コンベンション協会等との連携強化を図ります。
他市町村との連携強化等を推進し、連携事業を実施します。

(3) 目指す方向性の明確化

観光施設、温泉旅館や日帰り温泉施設、道の駅や体験コンテンツ受け入れ団体、物産振興事業者等、それぞれが目指す「戸沢村の観光」像について共有できるよう、連携や情報交換、交流の機会を増やします。

(4) インバウンド対策の強化

インバウンド（訪日観光）需要に対応するため、表記等の多言語化やトイレの洋式化、Wi-Fi 整備等、受け入れ環境の整備に努め、合わせてインバウンドに向けたプロモーションを強化します。

(5) 観光情報の多様な発信

情報を必要とする多様な年齢層の観光客に対応できるよう、紙媒体の充実のほか、SNSやWEB等のデジタルコンテンツを活用した発信や事業を推進します。

(6) 県立最上川自然公園の利活用

令和2年7月に遊歩道は崩落により休止しましたが、幻想の森は、整備含め、今後も継続して情報発信し、利活用を図ります。

(7) 地域資源活用型イベントの創出

現在流行しているキャンプ等、来場者のニーズを捉え、新たな形のイベントや広域連携のイベント等、持続可能な事業実施を目指します。

(8) 物産振興と特産品の知名度向上

村の地域資源や伝統技術を生かした特産品について、現行商品のブラッシュアップ（高付加価値化）、情報発信の支援等、村の物産振興を推進することにより、特産品の知名度向上や、製造事業者の所得の向上、地域の活性化を図ります。



主要施策 2-2
観光と交流の
促進

2-2-2

交流事業の推進

施策の方針

- ◇ 都市との交流、地域間交流、世代間交流を推進し、農産物や特産品の提供等を拡大していくほか、農業・自然体験やグリーンツーリズム等による地域の活性化を促進していきます。
- ◇ 国際交流については、多文化共生の村づくりを推進していきます。

現状と課題

本村では、東京戸沢会、神奈川県中井町、東京都三鷹市との交流を実施しています。

東京戸沢会については、東京都北区にて年 1 回のチャリティ物産市を開催し、親睦と交流を図っているほか、組織としても毎月定例会を開催し、村広報紙を会員に配る等、郷土に対する熱い思いが醸成されています。

中井町とは、村内企業の仲立ちにはじまり、児童交流を中心に行われています。都市部と山村の相互訪問を実施して既に 15 年を迎え、児童の情操教育に大きな成果を上げています。

三鷹市については、平成元年に友好市町村共同宣言を行い、活力ある地域社会をつくることに合意しています。

本村の国際交流は、農業青年たちによってはじめられたものです。現在は、アジア学院からの研修生の受け入れ、留学生の受け入れ等、多文化共生の社会形成に向けた活動が行われています。



施策の内容

(1) 世代間交流の促進

とざわ旬の市、そばまつり、東京戸沢会チャリティ物産市等の各種イベントやジモト大学、アジア学院等の受け入れ交流事業を継続して実施し、世代間交流の促進を図ります。

(2) 婚活事業の広域実施

県や最上管内市町村と連携を図り、継続して婚活イベントを実施します。

(3) 都市等との地域間交流の促進

東京戸沢会チャリティ物産市や中井町交流等の各種イベント等を継続して実施し、地域間交流を図ります。

(4) グリーンツーリズムの促進

四季を通じた農業体験やトレッキング等、山間部の観光資源を活用し、交流を図ります。

(5) 国際理解のための国際交流の促進

アジア学院受け入れや日本語教室等の各種事業を継続して実施します。



主要施策 2-3
商工業の振興と
労働環境の充実

2-3-1

商工業の振興

施策の方針

- ◇戸沢村小規模企業振興基本条例（平成31年3月15日制定）を基本に、消費者ニーズに対応できる商店経営の近代化を推進、特に地域密着型の強みを活かした差別化を図る事業等の実施により、購買域外流出を防止し、地元消費の拡大を促進しながら支援していきます。
- ◇経営者の意識改革と後継者の育成を図るとともに、商工・農商をはじめとする連携や本業＋副業による所得の向上を図っていきます。

現状と課題

近年、道路網の整備、とりわけ高速道路網の整備が進む中、自動車保有率の向上、並びに余暇時間の増大等により、広域的交流が広がっています。同時に新庄市等への大型量販店の進出により、年々地元消費が減少傾向にあります。

このように、消費者ニーズの多様化（価格、品数）に対応するため、これまでの経営感覚の改善と地域密着である強みを生かした利便性等を考慮し、経営の近代化を図る必要があります。加えて、地元商店のコンビニチェーンへの系列化が進んでおり、また、高齢化による買い物弱者への対応等も課題となっています。

製造業、建設業においては、近年多発している自然災害によるサプライチェーンの寸断や令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大による受発注の停滞等の国内外の経済情勢の影響により、大変厳しい経営環境が続いています。

施策の内容

(1) 小規模企業振興基本条例に基づく支援

小規模企業振興基本条例に基づき、もがみ北部商工会を支援します。

また、金山町・真室川町・鮭川村と密に連携し、商工業の振興を図ります。

(2) 差別化を図る経営感覚の確立及び指導

買い物弱者への対応や多様化する消費者ニーズに対応するため、もがみ北部商工会への商工業基盤強化費助成金を通じて、より地域の実情に応じた経営指導の実施を促進します。

(3) 新分野進出等による雇用の場の創出と安定雇用

村内にない分野もしくは乏しい分野の誘致等を行い、雇用の場の確保を図り、雇用の安定につなげていくため、情報収集を積極的に行います。

(4) 起業支援の推進

要望に応じて廃校舎を利用したサテライトオフィスの整備やWi-Fiの環境整備等を検討します。

(5) 広域的な取り組みによる企業誘致の促進

新庄中核工業団地企業誘致促進協議会雇用奨励負担金の支給により、継続して戸沢村民の雇用促進のための企業誘致に取り組めます。

(6) 商工・農商をはじめとする連携や本業+副業の事業化

基幹産業との連携を図り、地域資源とマッチングによる商品やサービスの開発を促進するとともに、新たなビジネスモデルの構築を検討します。



主要施策 2-3
商工業の振興と
労働環境の充実

2-3-2

雇用と労働環境の充実

施策の方針

- ◇ 魅力ある雇用の場を創出し、若者の地元定住を促進します。また、勤労者の生活環境の整備や快適な労働環境づくりに努め、安心して就労できるよう体制を整備します。
- ◇ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、多様な働き方と働く機会を創出することで、労働者がやりがいや豊かさを実感できる社会の実現に向け取り組んでいきます。

現状と課題

産業構造の転換や生産ラインの海外移転等で日本の労働の需要・供給構造は大きく変化し、雇用の空洞化が進んでいます。

本村では、就業者ニーズの多様化及び高学歴化の進展に対応した雇用の場が必ずしも確保されていないことから、若者労働者の村外流出が続いており、雇用の確保と開発に努めるとともに、人材育成を図っていく必要があります。

施策の内容

（1）若者労働者の雇用の場の確保

戸沢村企業立地等雇用促進奨励金等により、継続して村民の雇用の促進に取り組めます。

（3）労働環境の改善

戸沢村中小企業環境改善事業費助成金等により、継続して労働環境の改善を応援します。

（2）誰もが働きやすい雇用の場の確保

年金受給年齢引き上げに伴う高齢者の所得確保や男女共同参画社会の推進のため、企業と連携し、雇用の場を確保します。



基本方針 3

健康で笑顔あふれる 元気な村づくり

3-1 健康づくりの推進

3-2 子育て支援の推進

3-3 地域福祉対策の充実

村の取り組みが SDGs（持続可能な開発目標）につながります！



貧困を
なくそう



飢餓を
ゼロに



すべての
人に健康と
福祉を



質の高い
教育を
みんなに



ジェンダー
(男女)
平等を
実現しよう



安全な水と
トイレを
世界中に



エネルギーを
みんなに
そして
クリーンに



働きがいも
経済成長も



産業と
技術革新の
基盤を
つくろう



人や国の
不平等を
なくそう



住み
続けられる
まちづくりを



つくる責任
つかう責任
(生産と消費
の循環)



気候変動に
具体的な
対策を



海の
豊かさ
を守ろう



陸の
豊かさ
を守ろう



平和と公正を
すべての人に



パートナ
シップで目標
を達成しよう

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT

GOALS

こんな村づくりを目指します！

～ 健康で笑顔あふれる元気な村づくり ～

＼ 村民の健康づくりのための取り組みを進めます！ ／



村民一人ひとりが
健やかでいきいきと！
新しい技術や機械を
とり入れる農家を
応援します



健康な身体は
予防から！
予防接種の実施や
感染症対策を
進めます



一人ひとりが
必要な支援を適切に
利用できるように
社会保障制度や各
種支援制度の適正
な運用を進めます



＼ 子育て支援を進めます！ ／



地域で子どもを
守り育てる村へ！
地域全体で子どもや
保護者を支える体制
づくりを進めます



安心して子どもを
育てられる村へ！
保育サービスや
幼児教育の充実を
進めます



＼ 地域福祉対策を進めます！ ／



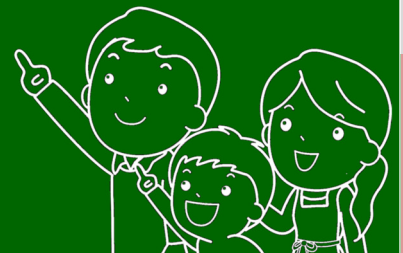
地域での支え合い
で、安心して生活
できる村へ！
地域ごとの支え合い
の仕組みづくりを
進めます



いつまでも元気な
長寿の村へ！
高齢者が住み慣れた
地域で生活できる体
制づくりを進めます



障がいのある人も
ない人も住みやすい
村へ！
障がいのある人が
地域で生活しやす
い体制づくりを
進めます



主要施策 3-1
健康づくりの
推進

3-1-1

健康の増進

施策の方針

- ◇生涯にわたり、健康であることは誰しものが望むことです。村民一人一人が健康に対する意識を醸成し、健診の積極的受診や食生活改善による生活習慣病の予防、日常生活に運動習慣を取り入れる等に取り組むことができるよう支援していきます。
- ◇「こころの健康づくり」としての取り組みの普及に努めるとともに、庁内で連携した取り組みを進めていきます。
- ◇医療については、医療機器の定期更新等で中央診療所の充実を図るとともに、県立新庄病院や関係機関との連携強化等による医療体制の充実・在宅医療、介護の連携を図っていきます。

現状と課題

本村における三大死因は悪性新生物・心疾患・脳血管疾患となっており、死亡原因の約9割を占めています。反面、健診の受診率は年々低い傾向にあります。また、特定健診では糖尿病関連の異常値の割合が約8割となっており、特に中年期男性においては、運動をする傾向が極めて少なく、肥満率が高い状況にあります。

推定塩分摂取量についても基準以上の摂取をしている現状が見られ、血圧の異常値の割合も5割を超えることから、食生活の改善の必要性が明らかになっています。家族のありようが変化し、朝食を食べない若い世代が増え、インスタント食品の過剰摂取、逆に野菜の摂取不足等、食生活の乱れもその要因といわれています。

生活習慣病を予防するには、健診による早期発見・早期治療を進めるとともに、疾病予防のために適度な運動を実施する、塩分を控える、生活習慣を改善する等、健康の保持・増進に努めなければなりません。

特定健診と併せて実施しているがん検診については、受診の結果から受ける必要がある場合でも、精密検査を受けている割合は8割程度となっており、受けて終わりにならないような勧奨や介入が必要となります。

村唯一の医療機関である中央診療所については、県と連携を図りながら、医師不在となることのないように努める必要があります。

家族関係や就労状態が多様化する現代社会で、精神的に不安を覚え、過剰にストレスを抱えている人も増えており、40～65歳で6割以上、65歳以上の高齢者も4割以上が不安や強いストレスを抱えており、メンタルヘルスの対策も必要となっています。自殺者数については、対人口10万人あたりの死亡率は61.9人（平成29年度）と全国平均19.6人に比べ、極めて高い状況にあります。

施 策 の 内 容

(1) 疾病の早期発見と早期治療

生活習慣病予防の知識の普及を図るとともに、健診の受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療を図ります。

検査結果により精密検査や診療が必要な方を、確実に医療機関につなげる指導を行っています。

(2) 健康指導・健康教育の充実

高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の発症予防、重症化予防のため特定健診の受診率の向上とKDBデータを活用した効果的な健康指導・健康教育の充実を図ります。

後期高齢者と介護の一体化制度により、データ分析を行いながら、ピンポイントによる指導や健康指導を実施します。

(3) 地域医療体制の充実

中央診療所の医師の継続的な配置と医療機器の充実、最上地域の中核病院である県立新庄病院等との連携強化による医療サービスの充実を図ります。

また、最新デジタル技術による新しい医療方法の導入等を関係機関と検討します。



(4) 村民主体の健康づくりの推進

ぽんぽ館や生涯学習センター等の施設、健康運動指導士等の専門職を活用した健康づくり、健康マイレージを活用した動機付けによる継続的な健康づくりの推進を図ります。

自主的な各地区での運動教室やサロン活動に対し、積極的に支援していきます。

(5) 食育の推進

幼児期からの食育の推進と情報提供、食生活改善推進員の活動に対する支援を行い、ライフステージに合わせた情報の発信を実施します。

(6) 効率的な施策の展開

後期高齢者医療制度による特定健診の受診やサロン・介護予防教室等の介護保険制度との連携を図るとともに、PDCAサイクルにより、効率的な施策の展開を図ります。

(7) 「こころの健康づくり」の推進

「こころの健康づくり」として、うつ病等の心の病を持つ人を早期の専門機関受診につなげるとともに、支えている家族や周囲の人々に対する相談支援を行う等、関係機関と連携した支援を図ります。

併せて、庁内に村長をトップとした自殺対策連絡協議会を設置するとともに、村民によるゲートキーパーの養成を図ります。

主要施策 3-1
健康づくりの
推進

3-1-2

予防接種の実施

施策の方針

- ◇ 感染の恐れがある疾病の蔓延を予防するため、予防接種の内容や注意事項を十分理解いただく意識啓発、費用助成とともに、接種しやすい工夫、薬剤の確保に努めます。
- ◇ 伝染の恐れがある疾病の蔓延を予防するため、予防接種の内容や注意事項を十分理解いただく意識啓発、費用助成とともに、利用しやすい受診方法の工夫、薬剤の確保を行い、実施します。
- ◇ 新たな感染症を視野に入れた対策を進めていきます。

現状と課題

令和 2 年度現在、すべての予防接種は個別接種に移行し、保護者や被接種者の都合に合わせ、各医療機関での接種を行っています。

子どもの定期予防接種を見ると、B型肝炎は 100%、BCG やヒブ、小児肺炎球菌等の接種率は、70～80% 台で推移しています。

極めてまれに重篤な健康被害をもたらす感染症もあるため、接種率を上げることが課題であると同時に、生後 2 か月から予防接種が開始され、接種するワクチンの種類も多く、適切な時期に接種できるよう意識啓発、指導や支援が必要です。

全体の平均接種率は 60% 台を推移していますが、B型肝炎は 100% の接種率、BCG や小児肺炎球菌等の接種率は 70～80% 台を推移している一方、四種混合で 50% 台と差が見られます。

高齢者のインフルエンザ予防接種の助成を実施していますが、高齢化とともに対象者、接種者も増え続けており、薬剤の確保も課題となります。また、高齢者肺炎球菌のための予防接種についても半額助成を実施していますが、接種率は令和元年度で 15% 台と低迷しています。

風しんについては、昭和 37 年から昭和 53 年生まれの成人男性が、制度上、接種対象非該当であったため抗体保有率が低く、妊婦に対し罹患する恐れがあります。そのため、抗体検査及び予防接種に対する助成を実施していますが、接種率は対象者の 2 割強にとどまっています。

平成21年に大流行した新型インフルエンザや、令和2年に日本も含めて世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症等、今後も新たな感染症の発生が予想されます。今後は平成26年に策定した新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を見直すとともに、感染症予防対策としての物品の計画的備蓄も課題となります。

施策の内容

(1) 予防接種の勧奨

乳児訪問や健診の機会を活用し、接種内容の周知と積極的な勧奨に努めます。

予防接種に対する支援を継続するとともに、感染症に伴う接種についても、適切に対応していきます。

増加する対象者に備えて薬剤の確保を計画的に行います。

(2) 予防接種の情報提供

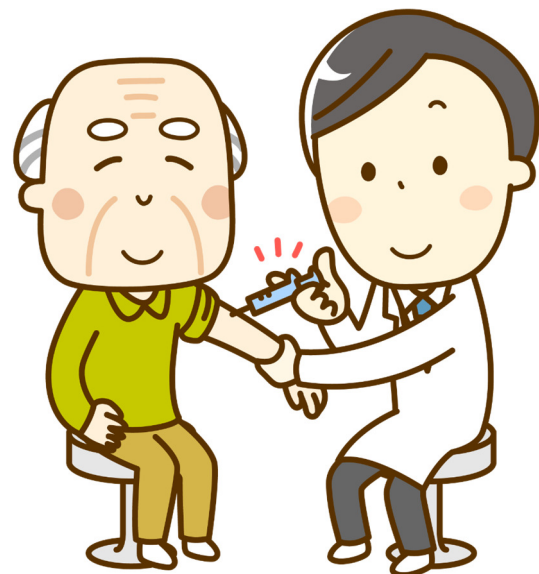
健康相談や健康教室開催時、制度・内容等について積極的なPRを図ります。

(3) 予防接種への公費助成

任意の予防接種への制度拡大に向け、助成等の体制を整備します。

(4) 感染症対策の充実

感染症対策の見直しと、物品の計画的備蓄を含めた予防対策を実施します。



主要施策 3-1
健康づくりの
推進

3-1-3

社会保障制度の充実

施策の方針

- ◇ 各種社会保障制度の健全な運営のため、制度の周知徹底や生活習慣病予防、特定健診の受診率向上により、医療費の抑制、介護保険料の負担軽減を図りながら、健康寿命の引き上げに努力するとともに、保険料収納率の向上、減免制度の適正利用や歳入・歳出の適正な管理により、財政基盤の確立に努めます。
- ◇ 生活の自立にあたっては、各種制度を活用した生活支援と、生活実態に即した生活保護制度の適正な運用に努めます。

現状と課題

(1) 国民健康保険

平成 30 年度より国民健康保険制度が改正され、山形県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の中心的な役割を担っています。

本村では、平成 19 年度より本村を含む四町村による広域連合組織形態を維持したまま、医療保険業務を推進しています。

福祉医療制度については、重度心身障がい者やひとり親家庭、子どもの医療費を助成していますが、最上地区広域連合独自の施策として、高校生までの医療費無償化事業を行い、村民の健康保持や子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等、福祉の増進に寄与しており、事業の継続が求められています。

国民健康保険料の収納率向上や適正受診に加え、健康意識や疾病予防、早期発見・早期治療、重症化予防に努める必要があります。

(2) 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度については、75 歳以上の被保険者の健康保持と適切な医療の確保を図るため、被保険者に配慮しながら、山形県後期高齢者医療広域連合と連携するとともに、戸沢村中央診療所での特定健診導入等、受診率向上を図ることが必要です。

後期高齢者医療制度と介護保険事業の両制度の一体化した取り組みを進めることにより、健康で健やかに生活を継続することが求められています。

(3) 年金制度

国民年金制度については、すべての国民が公的年金を受給できる国民皆年金制度の根底を支えており、国民の生活維持、向上に大きな役割を果たしています。平成22年から日本年金機構が業務を行い、村としては国民年金の各種受給手続きの支援、保険料の免除・申請の受理等、日本年金機構の手続きにつなぐ進達事務等を行っています。

また、平成29年8月から年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことや年金生活者支援給付金制度がはじまったことから、制度の周知や手続き等の相談に応じながら年金受給権の確保に努める必要があります。

(4) 介護保険制度

介護保険制度は、40歳以上から保険料を拠出し、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みとして定着しており、介護を必要な人が必要なサービスを受けています。今後、要介護者は増加すると見込まれており、介護保険給付費の増加によって運営基盤の安定が損なわれる恐れがあり、それは介護保険料に跳ね返ることになります。

そのため、健康年齢を引き上げる努力と要介護の状態になってからも住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者を地域で支える取り組みが必要です。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ 施 策 の 内 容 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

(1) 各種社会保障制度の安定運営

各種社会保障制度の周知や啓発、適切な納付相談、医療機関受診の適正化、中央診療所での特定健診導入による受診率の向上や特定保健指導の推進、データを活用した保健事業の推進、介護状態の重度化防止のための介護予防事業の利用促進により、国民健康保険事業・後期高齢者医療保険・介護保険の安定化に取り組みます。

(2) 年金制度の円滑な運営

年金制度の意義や役割、各種保険料の免除制度について、広報・支援体制を図るとともに、各種申請の受理・進達等の業務を円滑に推進します。

(3) 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員を通して社会保障制度の周知を図りながら、心配事相談や生活支援に努めます。

主要施策 3-2
子育て支援の
推進

3-2-1

子育て支援の充実

施策の方針

- ◇子育ての経済的な不安や地域での孤立化を解消し、地域全体で子どもを守り育て、楽しく子育てできる家庭を支える体制の充実を図ります。
- ◇子どもの人権を尊重する意識を村全体に広めます。

現状と課題

子育て支援策の基本的な方向性と主要施策を示す「戸沢村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各施策を展開し、子育て環境の整備に努めていますが、依然として少子化が進行しており、子どもの数が減少傾向にあります。また、過疎化や少子化、核家族化等の社会情勢の変化によって女性の社会進出も進む中、子育ての環境は変化し、多様な支援が求められています。

年間約20人台の出生数で、推移している状況ですが、少子化の進行を少しでも緩和するために、8か月未満児の広域保育等での助成や土曜保育への助成制度の導入、チャイルドシートの助成等、経済的支援を行う必要があります。



施 策 の 内 容

(1) 経済的支援の実施

村外の保育園等に預けなければならない保護者に対する助成、チャイルドシートの助成や保育所の主食・副食の無償化等、経済的支援・拡充を図ります。

(2) 子どもの人権尊重の推進

子どもの前で夫婦喧嘩する等の行いは面前DV（ドメスティック・バイオレンス）として心理的虐待の例にあたることや、しつけと称しての暴力はもちろん、その他の虐待が起こらないよう、子どもの人権を尊重し、児童虐待等のない地域社会づくりのために、要保護児童対策地域協議会を中心として予防・啓発に努めます。

(3) 地域で子どもを守り育てる活動の醸成

地域で子育て家庭の支援ができるよう、地域住民に子育てへの関心や理解を深め、地域で子どもを守り育てる活動の醸成を図ります。

(4) 計画的な子育ての環境づくり

「戸沢村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、よりよい子育ての環境づくりに努めます。



主要施策 3-2
子育て支援の
推進

3-2-2

子育て環境の整備

施策の方針

- ◇多様化するニーズに対応した子育て支援サービスの充実と、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境を整備します。
- ◇幼児期は人としての健全な発達や社会に対する能力の基礎を培う極めて大切な時期であるため、家庭と地域社会、保育所・小・中学校・行政が連携して児童の育成環境の充実を図ります。

現状と課題

本村では平成30年度から4箇所の保育所を1箇所に統合して認可保育所を運営し、また、放課後児童クラブも開設する等、働きながら子育てをする人を応援しています。

令和2年度より子育て支援センターを開設し、保護者からの相談支援や交流の場を創出しています。今後も子どもたちを健やかに育てていくために、保育サービスの充実や家族の状況に応じた子育て支援等、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の内容

(1) 保育サービスや施設の充実

多様な保育ニーズに合わせた保育サービスや施設の充実を図ります。

(2) 幼児教育の充実

保育士の研修を行い、さらなる資質の向上を図りながら、幼児教育を進めます。

(3) 親子や親同士等の交流機会の創出

子育て支援として、子育て支援センターの機能強化を図り、親子や親同士等の交流の機会を創出します。

(4) 育児相談・指導体制の整備

育児に関する相談・指導の体制を整備し、家庭の育児機能の強化と養育者の支援に努めます。

(5) 経済的支援の実施

児童手当や児童扶養手当等の制度活用、高校生以下の医療費無償化の福祉医療制度の充実等、各種経済的支援に努めます。

(6) ひとり親家庭の児童への支援

ひとり親家庭の児童に対し必要な援護対策を進め、健全な子育ての支援に努めます。



主要施策 3-3
地域福祉対策の
充実

3-3-1

地域福祉の充実

施策の方針

- ◇総合的な地域福祉を進めるために、戸沢村地域福祉計画をはじめとする各種計画を見直し、より実態に即した地域福祉の推進を図るとともに、戸沢村社会福祉協議会とのさらなる連携を強化します。
- ◇地域福祉の核となる民生委員・児童委員の活動のPRを図り、民生児童委員協議会の活動支援を図ります。

現状と課題

少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁・血縁での人間関係の希薄化等により、高齢者や障がい者、子ども等を家庭や地域社会で支える力が弱まっている中、貧困やひきこもり、家庭内暴力、虐待等の様々な生活課題を抱え支援を必要としている実態に対処するために、相談窓口の一本化を図り、支援する側の体制整備が求められています。

また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会に委託している見守り活動を継続しながら、日常的な地域住民による支え合いができる支援体制の構築が必要となっています。

戸沢村社会福祉協議会が中心となって行っている除雪ボランティア活動等についても連携を図り、ボランティア活動に対する動機付けや場の提供等、さらなるボランティア活動に対する支援を継続する必要があります。



* 戸沢村いきいき百歳プランの合言葉 *

- * みんな、元気で長生きしよう。
- * 一人一技、特技をみがいて地域社会に役立とう。
- * 見る、聞く、話す、頭を使い、長寿のためにまなび続けよう。
- * 骨をじょうぶにカルシウムを食べて、手足を使って若返ろう。
- * 「おはようさん」と声かけあって、明るい社会をつくりましょう。
- * お年寄り、いつも元気に輝いて、若者・女性の夢をはぐくもう。
- * 「老いること」、老いも若きも自分のことと考えよう。



施 策 の 内 容

(1) 「伴走型相談支援」体制の構築

解決まで一緒に寄り添う相談体制、いわゆる「伴走型相談支援」体制を構築するため、戸沢村社会福祉協議会と一体化しながら、権利擁護や生活困窮者支援、障がい者支援等、総合的な福祉サポートセンターとして相談窓口の一本化を図り、解決するまで寄り添う機能の構築を図ります。

(2) 村民との協働の推進

地域住民や自治会、老人クラブやボランティア団体、福祉関係者との連携・協力し、村民と協働の村づくりを目指します。

地区にとらわれず、地域で包括的に活動できる支援の輪を広げていきます。

(3) 福祉教育の推進

学校や関係団体と連携して、福祉教育の推進に努めます。

(4) 虐待、家庭内暴力、ひきこもり等の未然防止

地域と連携し、児童・障がい者・高齢者等の虐待や家庭内暴力、ひきこもり等の情報を把握し、未然防止と早期からの適切な対応に努めます。

(5) 災害時の避難支援体制の強化

災害時等避難行動要支援者の避難支援や安否確認はもちろん、発災状況により、災害時等避難行動要支援者以外の高齢者や障がい者等に対しても対応できるよう、自主防災組織や民生委員・児童委員と連携して避難支援が円滑に行えるよう努めます。

(6) 社会福祉活動への支援

戸沢村社会福祉協議会や戸沢村民生児童委員協議会の活動を支援します。

(7) 成年後見制度の拡充

高齢者や障がい者等の権利擁護を必要とする事案の増加に伴い、成年後見人制度の拡充が求められています。

支援体制の整備とともに、国が求める中核的機能を取り入れながら、権利擁護に努めます。



主要施策 3-3
地域福祉対策の
充実

3-3-2

高齢者福祉の充実

施策の方針

- ◇ 年齢を重ねても、要介護の状態であっても高齢者が住み慣れた地域生活できるよう、地域の支え合いによる生活支援体制づくりを進めるとともに、健康寿命の延伸のため健康づくりや介護予防事業を積極的に展開していきます。
- ◇ 成年後見制度の周知・利用を促進し、高齢者の権利擁護を進めます。

施策の内容

令和2年4月1日現在の人口4,399人に対し、高齢者65歳以上の人口は1,753人、高齢化率は39.85%で、前年より0.7%ほど増加しています。また、65歳以上の一人暮らし高齢者は174人で前年度より26人増え、高齢者の方のみで暮らしている世帯は、196世帯で前年度より52世帯増えています。

また、65歳以上の介護保険被保険者数1,753人の内、認定状況は、要支援者が35人、要介護認定者数は296人です。このうち、要介護3以上の要介護者が157人と要介護認定者数全体の5割以上を占めています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、介護状態になることをできる限り防ぎ、要介護状態になっても重度化しないよう介護予防の普及啓発やサロン事業等による居場所づくり等、介護予防の推進と生活支援体制整備事業に取り組んできました。また、高齢者の権利擁護の推進、認知症高齢者の見守り体制整備も行ってきました。

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加等、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しており、住み慣れた地域で生活していくためには、在宅医療と介護、介護予防、生活支援等の課題を関係機関が連携して取り組んでいく「地域包括ケアシステム」の構築の必要があります。加えて、高齢者が今まで積み上げてきた知識と経験を生かし、生きがいを持って社会参加ができる体制づくりが求められています。

施 策 の 内 容

(1) 高齢者の生活支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して老後を過ごせるよう、生活支援体制の整備を進めるとともに、経済的・環境的に困窮している対象者に支援体制を拡充し、自立支援体制を進めます。

(2) 高齢者の居場所づくりの推進

保健・医療・福祉等関係機関と連携し、健康づくりや介護予防の普及を図るとともに地域でのサロン活動へ積極的な支援を行い、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを推進します。

(3) 地域支え合い活動の促進

緊急通報システムの設置やふれあい弁当サービス、ヤクルト配達による見守り活動、高齢者福祉交通や除雪サービスの拡充等、一人暮らし等高齢者の支援を図るとともに、サロン活動への積極的参加等により社会的孤立を防ぎ、見守り等を通じて地域全体でのかかわりを促進します。

(4) 認知症対策の推進

認知症カフェ等を通じて認知症の人やその家族に対する支援と、認知症に対する正しい知識を持ち、地域全体で見守る環境づくりを進めます。

認知症に対する理解を深め、認知症の方をサポートできる認知症サポーター養成講座を開催し、認知症患者に対する支援を広げていきます。

(5) 在宅介護支援の推進

在宅で介護している家族に対して、激励金や紙おむつ等の経済的支援を継続するとともに、在宅での医療や介護の充実を目指します。

(6) 地域包括ケアシステムの構築

病気を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を維持できるよう在宅医療と介護の一体化、生活支援等の課題を解決するための地域包括ケアシステムの構築を図るため、戸沢村地域包括支援センターを中心として、行政、介護サービス事業所や支援する各種関係団体、自治会等の地域住民との連携を図ります。

(7) 高齢者の生きがいの推進

高齢者関連団体への支援を図るとともに、福祉部門のみならず生涯学習部門等と連携し、身近な地域の中での積極的な社会参加を支援します。

(8) 福祉の担い手の確保・育成

全国的にも福祉人材の不足が課題であり、安定的な確保・育成のために施設を通じ、育成に対する支援策を講じます。

主要施策 3-3
地域福祉対策の
充実

3-3-3

障がい者福祉の充実

施策の方針

- ◇ 障がい者が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの提供等の支援体制の充実を図るとともに、戸沢村社会福祉協議会と連携して、障がい者が積極的に参加できる機会の創出に努めます。
- ◇ 障がい者の雇用の方が必要なことから、就労支援についても検討していきます。
- ◇ 障がい者が暮らしやすい社会は、すべての人にとっても暮らしやすい社会であることを認識し、ユニバーサル社会の実現に向けて関係機関との連携を図ります。

現状と課題

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともにめまぐるしく変化してきました。平成 18 年 4 月施行の障害者自立支援法では、身体・知的・精神障害の種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化されました。平成 25 年には「障害者自立支援法」から移行された「障害者総合支援法」が施行され、難病が追加されました。

その後も平成 28 年には「障害者差別解消法」、平成 30 年には「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、障がい者だけでなく健常者にとっても暮らしやすい地域共生社会の実現へ向けた動きが進み出しました。

村の現状として、発達遅延のある子どもの増加傾向が見られるため、早期療育につなげるとともに、各種健診や療育相談等の機会を活用しながら適切な専門員による相談の場を確保する必要があります。また、障がい者やその関係者からの相談内容は多様化しており、専門員による相談支援の充実に合わせ、同時に障がい者を地域で支えるため、障害に関する理解を深める必要があります。

さらに障がい者は一般の企業や会社へ就労する機会が少ない状況にあり、障がい者が地域で自立した生活を送るために、雇用の場を確保しなければなりません。

施 策 の 内 容

(1) 地域支援体制の構築

庁内の母子保健部門との連携はもちろん、学校や専門機関とも連携し、子どもの発達の遅れや障害の早期発見と早期療育に努めるとともに、家族の受認を得ながら相談支援体制を強化しつつ、山形県サポートファイルを活用しながら、ライフステージに沿って切れ目のない支援体制を図ります。

(2) 障がい者の移動支援

障がい者の移動支援として、障がい者福祉交通事業による交通費の助成や日常生活用具を給付し、安定した生活を支援します。

(3) 障がい者の相談支援体制の強化

専門職員と連携した相談支援体制の強化を図るとともに、権利擁護の推進や必要なサービスを円滑に提供できる体制の強化を努めます。

(4) 障がい者の就労支援の推進

障がい者の就労定着を図るため、最上障害者・就業生活支援センターと連携を図りながら、団体や事業者、民間企業等の関係機関とともに、就労に関する情報を積極的に提供します。

社会福祉協議会で障がい者の居場所づくりを行う中で、一人一人特性に合った就労支援のあり方を探っていきます。

(5) 社会参加への支援

障がい者が地域社会の一員として、様々な活動に積極的に参加し、生活の質の向上や自己実現が図られるよう、戸沢村社会福祉協議会と連携して各種イベントや文化・スポーツ等の交流事業に取り組みます。

(6) 障がい者地域生活支援拠点の整備

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能（相談、緊急時の受入等）を持つ支援拠点の構築とサービス体制の提供を図ります。

基本方針 4

文化と自然を大切にする 心豊かな村づくり

4-1 地域連携の共育

4-2 幼児期・学童期の共育

4-3 生涯学習・生涯スポーツの推進

村の取り組みが SDGs（持続可能な開発目標）につながります！



～ 文化と自然を大切にする心豊かな村づくり ～

Abstract

100

[illegible][illegible]

主要施策 4-1
地域連携の
共育

4-1-1

地域全体で子どもと大人の社会

施策の方針

◇大人の社会力の育成のために、次の3つの方針で取り組んでいきます。

▫地域共育活動の充実

戸沢流通学合宿による異年齢交流や地域共育活動を核とした大人の同士のかけわりを大事にしています。

▫地域づくり・人づくりを核とした社会教育の充実

持続可能な地域活動、若者世代・保護者世代の主体的な地域活動を支援していきます。

▫共育、学社融合の視点による学校との協働

とざわ地域学校協働本部により、学校の教育活動等と連動した協働体制を強化していきます。

現状と課題

戸沢村の教育文化として「戸沢流通学合宿」「地域共育活動団体」の活動が地域に根付いています。これらの活動を通して、子どもと大人の社会力育成が図られています。これらの活動は、村の教育の基盤となっています。

しかし、社会の変化や少子高齢化によって、そのあり方や世代間の継承には課題があります。本来の目的・趣旨を踏まえて、「地域にかかわれる人づくり」「コミュニティや地域活動づくり」を強化していく中で大人の社会力の育成に取り組んでいくことが必要です。



力を育む

施策の内容

(1) 家庭が子育ての原点

- ア とざわ「5つの習慣」を基にした生活習慣を形成します。
- イ 「読書の村とざわ」で家庭での読み聞かせを推進します。
- ウ 子育て世代の教育力を育成します。

(2) 地域共育活動団体の活動支援

- ア 地域活動・伝承文化を核とした地域共育活動の活性化を図ります。
- イ 地域学校協働本部を設置します。

(3) 社会力の育成と地域共育カリキュラムの創造

- ア 地域共育カリキュラム核とした充実した質の高い直接体験とICT（情報通信技術）を活用した情報活用力を育成します。
- イ 小・中9ヵ年を見通した地域共育カリキュラムの創造と内容の充実を図ります。
- ウ 子どもの社会力・非認知能力の育成を目的にした豊かな体験の充実を図ります。

(4) 子どもを地域みんなで守ろう

- ア 通学合宿を継続します。
- イ 通学路の安全確保を図ります。

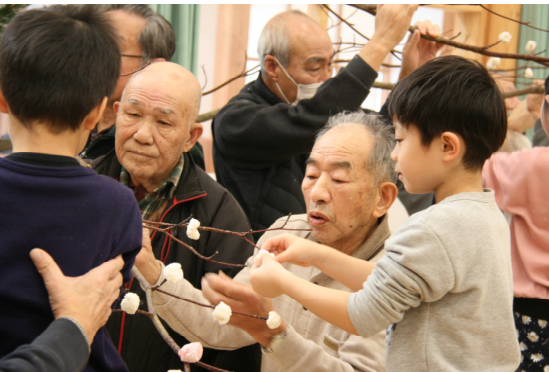
(5) 交流拠点の整備

- ア 子どもや親子が集い、年間を通じて安全な環境で村民同士が交流できる施設整備を推進します。

共育の村 とざわ「5つの習慣」

「教育の原点は家庭にある」と言われています。
基本的な生活習慣がしっかりとしている子は、自立心や自己肯定感、他人を思いやる心などが育ちやすいといわれています。子ども達が、より良い生活を送れるように、戸次村では「5つの生活習慣」の確立に向けて、取り組んでいます！学校・家庭・地域が、一緒に努力するとき、はじめて子どもの心と態度が変わります。

- 1 早寝・早起き・朝ごはんの習慣を身につけます。**
規則正しい生活リズムは、子どもの発育に欠かせない習慣です。
① 親子で約束を決め、習慣づけていきましょう。
② 幼いうちは根本の読み聞かせなどを行い、子どもが寝る体制をつくりましょう。
③ 朝食は1日の心の安定と集中力、身体のリズムを整えるものです。
- 2 あいさつの習慣を身につけます。**
あいさつはよりよい人間関係を築く出発点です。
① 親から子どもに進んで声をかけあいさつの手本を見せましょう。
② 家庭でも地域でも自分から進んであいさつをしましょう。
③ 子どもの顔を見てあいさつしましょう。
- 3 片付けの習慣を身につけます。**
片付けの習慣は、ものを大切にする心を育てます。
さらに、「自分のことは自分です」という自立心や責任感の基礎を育みます。
① 使い終わったものはその都度片付けるよう教えましょう。
② 次のことは自分でできるように習慣づけましょう。
③ 食器は洗い處へ持って行く、脱いだ服はただわ、靴は揃えるなどできた褒めるなど子どものやる気を育てましょう。
- 4 読書の習慣を身につけます。**
読書は豊かな感性や情操、思いやり、考える力を育てます。
また、新たな言葉との出会いを通して、言語力や表現力が高まります。
① 幼児期の子どものには、短い時間でよいので毎日読み聞かせをしましょう。
② 本の内容について、楽しく子どもと話をしましょう。
③ 家庭でも「読書する日」を設けて、親子で一緒に本を読みましょう。
- 5 規範意識を育てます。**
家庭での約束を守ることは、社会で生活する上で大事なしつけの一つです。
特に、ゲームやスマホの約束は、子どもと一緒に守ることが大事です。
① 遊びに行くときは、行き先を必ず言う人に言っていくきましょう。
② スマホやゲームは、決められた時間を守って使しましょう。
③ 親が子どもの模範となるような行動をするように心がけましょう。



主要施策 4-2
幼児期・学童期
の共育

4-2-1

保小中一貫教育で戸沢村の未来

施策の方針

◇子どもの社会力の育成と生きて働く学力の定着のために、次の3つの方針で取り組んでいきます。

▫保小中一貫教育「戸沢学園構想」の推進と義務教育学校の設置

9年間を貫く共育カリキュラムによるふるさと学習と小・中一体となった学校制度での一貫教育を推進します。

▫実体験・本物体験とICT機器の効果的活用

豊かな直接体験とICT教育のバランスよい組み合わせで、社会力の向上を図ります。

▫コミュニティスクール機能と共育カリキュラムの充実

コミュニティスクールで地域とともにある学校をより強固に創造していきます。

現状と課題

学校の統廃合及び校舎建築も終わり、平成29年4月校舎一体型小中一貫教育校を開校しました。また、隣接する形で統合保育所が平成30年4月に開所しました。これにより保小中一貫教育「戸沢学園構想」を推進する環境が整いました。

また、新しい学校制度である義務教育学校への移行を行い、より質の高い教育ができる制度のもと、子どもたちの学力向上と豊かな心の育成を図っていくことが必要です。

また、Society5.0といわれるスマート社会への対応として、ICT教育の推進も課題となってきました。

社会の変化で生まれた新たな課題への対応を含め、教育振興プランの見直しを行いました。これまで取り組んできた共育を柱に、ICT教育や英語教育そして幼児教育等、新たな教育課題にも取り組んでいく必要があります。



を創る子どもを育む

施 策 の 内 容

(1) 保小中一貫教育の構築

- ア 義務教育学校を設置します。
- イ 保育指針に即した幼児教育を実践します。
- ウ 保小中一貫教育を推進します。
- エ 育成すべき資質・能力と目指す児童生徒像を基にした教科横断的教育課程を実践します。
- オ 生活科・総合的な学習の時間を核とした探究型学習を推進します。
- カ 学びのステージに合わせた指導体制を確立します。

(2) 明るく楽しい学校・地域に 開かれた学校の創造

- ア コミュニティスクールの充実と地域とともにある学校づくりを推進します。
- イ 「あいさつ日本一の学校」に取り組みます。
- ウ 戸沢村共育の日の制定と村民フォーラムにおける村民一体となった教育を振興します。

(3) 積極的な生徒指導の推進

- ア 深い学びに結び付く学び合いのできる集団づくりを推進します。
- イ 共助の心と社会力を育む自治活動の充実を図ります。
- ウ いじめ・不登校の未然防止と組織的な対応の充実を図ります。



(4) 校内研究を基盤とした学力向上

- ア 山形大学と連携した校内研究の充実を図ります。
- イ 職員協働による学校づくりを推進します。
- ウ いじめ・不登校の未然防止と組織的な対応の充実を図ります。（再掲載）

(5) 幼児教育の充実

- ア とざわ「5つの習慣」を基にした生活習慣を形成します。(再掲載)
- イ 非認知能力の育成を図ります。
- ウ 保小中一貫教育のスタートとしての幼児教育を展開します。

(6) 特別支援教育の充実

- イ 特別支援教育力の向上を図ります。

(7) 英語活動と国際理解教育の推進

- ア 英語の指導環境の整備と英語にふれる
機会の充実を図ります。
- イ 英語検定受験を助成します。
- ウ 異文化理解・国際交流を展開します。

(8) ICT環境の整備と情報教育の推進

- ア 戸沢村ＩＣＴ教育振興プランの策定
- イ 「学びの可視化」におけるＩＣＴ機器の効果的活用を図ります。
- ウ ＩＣＴモラル、メディアリテラシーの育成とセキュリティ体制を構築します。

主要施策 4-3
生涯学習・生涯
スポーツの推進

4-3-1

村民の豊かな生活を支える生涯

施策の方針

◇地域づくり、人づくり、地域への愛着心の醸成を基本に、次の4つの方針で取り組んでいきます。

□大人の社会力の育成

地域共育活動団体の活動を柱に、若い世代への継承を図ります。

□ボランティア活動を核とした青少年活動の活性化

中高生のボランティア活動から大人のボランティア活動へ広がっていきます。

□村の宝の保存と発掘

文化財の保全と継承とともに次世代に語り継いでいきます。

□学びの場の提供

生涯学習センターの機能の強化と文化活動への積極的な取り組みを行います。

現状と課題

古口の乙夜塾に代表される地域共育活動団体の活動が、本村の生涯学習を支えるとともに、地域、人づくりに大きな貢献をしてきました。次の世代への継承に課題はあるものの、それぞれの地区で活動を展開する団体が生まれてきています。この流れを大切にしながら、保護者世代や若者世代の活動につなげていく学びの場やネットワークをつくっていく必要があります。

中学生からのボランティア活動への参加を促し、地域社会への参画意識も育てていくことも大切です。そのために、多様な場面でボランティアを募った企画を盛り込んでいく必要があります。また、生涯学習センターの機能を生かし、これまで以上に村民に学びの場を提供していく必要があります。

村出身の画家や写真家の作品を展示して、村民の情操教育にも寄与していく必要があります。

巨木を中心とした文化財は、樹齢も古く保存に苦労することもあります。できるだけの手当てをして後世に残していくことが課題です。

国保発祥の地や盾跡等の貴重な歴史資源もあるため、その資料や写真等を保存し、語り継いでいく事業を行っていくことも必要です。

学習のススメ

施 策 の 内 容

(1) 生涯学習環境の整備

- ア 大人同士のつながりを基盤とした大人の社会力を育成します。
- イ 子育てを通じた大人のネットワーク化を図ります。
- ウ 生涯学習センター等の社会教育施設の活用を図ります。

(2) 高齢社会への対応

- ア 学びの場の充実を図ります。
- イ 地域活動における異年齢交流の場の拡充を図ります。
- ウ 生涯学習・スポーツ等を通じた憩いの場を創造します。

(3) ボランティア活動の充実

- ア 高校生ボランティア STAFF の計画的育成と活動の充実を図ります。
- イ 読み聞かせ等活動を通じた人材の育成とネットワーク化を推進します。
- ウ 成人ボランティア団体（地域活動団体）を育成します。

(4) 中井町とのふれあい交流活動の促進

- ア 中井町との青少年ふれあい交流の継続に取り組みます。

(5) 文化財の継承と芸術活動の推進

- ア 文化財及び歴史的文献・資料の整理・保存を図ります。
- イ 最上峡にかかわる講演会等を実施します。
- ウ 芸術団体を育成します。

(6) 社会教育施設の充実

- ア 生涯学習センターの活用を図ります。



主要施策 4-3
生涯学習・生涯
スポーツの推進

4-3-2

健康・元気！生涯スポーツのす

施策の方針

◇競技力の向上とスポーツを通じた交流を基本に、次の2つの方針で進めていきます。

◇競技スポーツの強化

関連競技団体による健全な運営と競技力の向上に取り組みます。

◇生涯スポーツの奨励

スポーツを通じた交流を大事にした取り組みを行います。

現状と課題

平成27年策定の教育振興プランでは総合運動公園構想でしたが、少子高齢化や競技人口の減少等から、現存する体育施設の有効活用とニーズとコストを考え、可能な限り現状維持しながら運営していく方向に転換していく必要があります。そして、スポーツを通じて、すべての人々が健康で豊かな生活を営む村を目指して取り組みを進めていく必要があります。

また、総合型地域スポーツクラブを中心に、競技スポーツそして生涯スポーツを押し進めていく必要があります。

スポーツレクリエーション大会は、村の特徴的な行事であり、参加人数の減少等の課題はありますが、各団体と連携しながら継続していく必要があります。

施策の内容

(1) 若者センター周辺の体育施設の 維持・管理

ア 競技人口・利用頻度を見据えた整備・改修を計画的に実施します。

(2) ライフステージに応じたスポーツの 推進

ア 生涯スポーツを推進します。

ス



基本方針 5

村民の参加と 協働による村づくり

5-1 協働による地域づくりの推進

5-2 効率的な行財政運営の確立

村の取り組みが SDGs（持続可能な開発目標）につながります！

 1 貧困をなくそう 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー（男女）平等を実現しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に 安全な水とトイレを世界中に	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 8 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任 つくる責任 つかう責任（生産と消費の循環）	 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう
 15 陸の豊かさも守ろう 陸の豊かさも守ろう	 16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう	 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS			

こんな村づくりを目指します！

～ 村民の参加と協働による村づくり ～

＼ 協働による地域づくりを進めます！ ／



一人ひとりの活動参加で
地域も村も元気に！

集落や自治会など地域住
民どうしの支え合いに
よる地域づくりを
支援します



＼ 効率的な行財政運営の確立を進めます！ ／



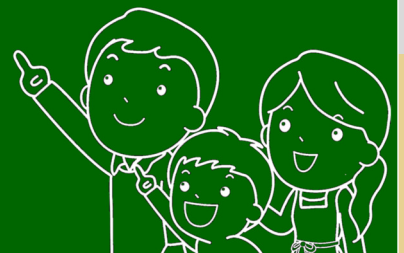
持続可能な行財政運営で
村民から信頼される
役場に！

効果的・効率的な行
財政運営と財源の確
保を進めます。



近隣自治体と連携して
住みよさ、活力 UP!

様々な分野で最上管
内の市町村との広域
的な連携を進めます



主要施策 5-1
協働による地域
づくりの推進

5-1-1

協働による地域づくりの推進

施 策 の 方 針

- ◇ 少子高齢化・環境・教育等の様々な課題を抱え、かつ、村民のニーズが多様化・複雑化する中で、これらすべてに、行政だけで対応するには限界があるという認識があります。
- ◇ 村民と地域そして行政が自己変革し、自助・共助・公助*の基本原則のもとで相互の特性や違いを認め、互いに補完し合いながら、それぞれが担うべき役割を認識し、みんなで汗を流し、知恵を出し合い積極的に地域課題を解決していく、「協働の村づくり」を推進します。
- ◇ 公的サービスの新たな担い手として、自治会・ボランティア団体、各集落に組織された地域活動団体等の育成に取り組みます。

現 状 と 課 題

村づくりの主体は、そこに住む村民です。行政にはその村民のニーズを的確に捉え、施策として実施していくことが求められています。その施策の計画づくりの段階から実施、評価まで村民と協働で進めていくことが重要です。そのことが村民の村づくりへの参加意識を高めることにつながるものです。

これまでの村づくりは、行政が主体となって取り組んできましたが、今後は村民の自主的な行動のもと、村民と行政が良きパートナーとして連携しながら、村づくりを進めていくことが大切です。

戸沢村は国民健康保険の発祥の地で、お互いに助け合う精神、相互扶助の精神が脈々と受け継がれている村です。人口減少・少子高齢化の進む中、その地域に住む人々がお互いに見守り・支え合いながら地域を盛りたてていく必要があります。

本村では、自治会・ボランティア団体、各集落に組織された地域活動団体等の活動があり、令和2年度において地方自治法の規定による「地縁団体」は26団体です。これらの団体は、地域の担い手として、地域住民の生活を支え、村づくりに大きく貢献するものと期待されています。

*自助・共助・公助：「自分にできることは自分で行う（自助）」、「一人でできないことは地域で協力して行う（共助）」、「個人でも地域でも解決できない課題については行政が行う（公助）」という考え方。

施 策 の 内 容

(1) 地域担当制による地域づくり

職員が直接、村民のニーズや課題を把握し、地域の人々と一緒になって地域の様々な課題等を解決するために、職員による地域担当制を導入します。

(2) 積極的な情報公開

村民と協働の村づくりを進めていくためにも、積極的な情報公開を行います。

(3) 地域懇談会等の開催

協働による村づくりを目指し、地域と懇談する機会を定期的に行います。

(4) 各地区組織・団体の
多角化・広域化

交通弱者等を共助していく手段として、各地区で組織されている組織・団体を核とし、単地区のみならず、広域的な共助のあり方を検討します。

(5) 自治会・地区会等への支援

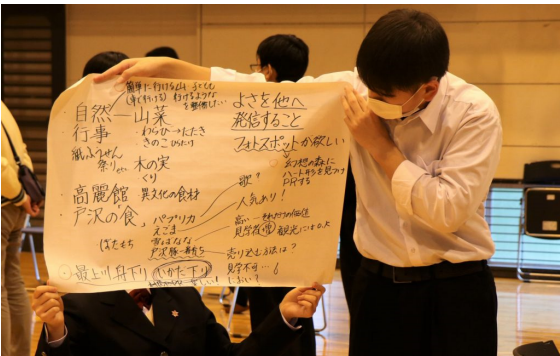
自治会・地区会と情報共有を行うとともに、地区公民館等の新築・増改築の補助や各種施設の修繕・各コミュニティ形成に必要な経費については、地域づくり交付金事業を継続して行い、地域活性化を図ります。

(6) 各種団体の育成と連携

各種団体の調整や役員等の育成を図るとともに、ボランティア活動や各種イベント等で連携を強化します。

(7) 外国籍夫人等に対するケア体制の
充実

支援を必要としている在住外国人を対象に日本語教室の実施を継続し、きめ細やかな支援を実施します。



主要施策 5-2
効率的な行財政
運営の確立

5-2-1

効率的な行財政運営の推進

施策の方針

- ◇ 持続可能で安定的な行財政基盤の確立を目指し、社会経済情勢の変化に機敏に対応しつつ費用対効果を十分に検討し、民間活力の導入や空き施設の有効活用等によるコスト意識に根ざした確かな経営感覚を持って効果的・効率的な施策を実施します。
- ◇ 村有財産の有効利用と効率的な運用、売却、処分等により財源の確保に努めます。

現状と課題

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、国民生活も日本経済もリーマンショック以上の大打撃を受けたとされる社会情勢の中、依然として地方の景気低迷が続く、地方交付税や国庫補助金等の見直しが進められるとともに、自主財源である村税等の大きな伸びが期待できない状況にあります。

一方、村民により身近な自治体が行政の主體的な役割を担う地域主権改革が進められており、国、県からの委譲事務の増大や村民ニーズの多様化、高度化への対応が求められ、本村の財政運営は一段と厳しくなっている状況にあります。

このため、行政サービスの維持向上を図るにあたっては、費用対効果・緊急度合いを勘案した施策の選択、重点化を進め、より一層効率的な行財政運営を図る必要があります。

また、自立の村づくりを進めるには、職員一人一人の諸課題に立ち向かう意欲と能力、さらには常に村民本位を徹底し、コスト意識・問題意識を持ち、自らの能力を高めていこうとする意欲的な意識改革が必要です。

今後、発生が予想される空き施設の活用については、地域住民と十分に検討していくことが必要です。



施 策 の 内 容

(1) 地域主権に対応した行政組織機構・業務分担の見直し

限られた予算の中で、最大の効果を発揮するため、行政組織機構の検証をし、業務分担を整理しながら見直しを図り、住民サービスの向上を目指します。

(2) 村民ニーズに対応した各課連携による効率的な行政運営の構築

各課での事業の精査を行い、重複・類似している事業を見直し、効率的な事業推進並びに財政措置を図ります。

また、自治体行政のデジタル化に合わせて「スマート自治体」を推進します。

(3) 職員の能力向上による質の高い行政サービスの推進

庁舎内外での職員の研修等を一層推進し、職員の仕事のスキルアップを図り、より質の高い行政サービスの向上を図ります。

(4) 民間活力の導入推進

農村環境改善センター、若者総合施設の運営に指定管理者制度の適用を図ります。

また、P F Iを活用した事業や費用対効果を検証した事業の民間委託等、民間の活力を積極的に活用します。

(5) 持続可能な財政基盤の確立

村税の公平公正な課税と納税の体制を強化するとともに、ふるさと納税について、本村の魅力を最大限に発信し、拡充します。

(6) 行政委員会等の見直し

各種行政委員会については、人口の減少により担い手の確保が難しい状況となっていること、重複して委員に委嘱されている方も多くなってきたことから、各委員会の役割等を精査し、スリム化も含めて見直しを検討します。

(7) 空き施設の活用

施設の廃止や統廃合により、新たに発生する空き施設については、施設の耐用年数や老朽化の度合いを勘案の上、解体すべきものか、活用が可能であるかを総合的に検討し、地域住民との協議を重ねつつ、売却・解体も含め、活用方法を研究します。

(8) 売却・公売の推進

村の広報誌やホームページに物件を紹介し、広く入札者を募り売却に努めます。

また、インターネットによる公売を進めます。

主要施策 5-2
効率的な行財政
運営の確立

5-2-2

広域行政の推進

施策の方針

- ◇ 情報化の進展や交通網の整備により、村民の生活圏域は広域展開されることとなり、行政需要も多様化・高度化しています。
- ◇ 効率性や村民サービス向上という観点から、村単独で行うよりも、最上管内の市町村との広域的な連携による取り組みがより効果的な施策については、その調整を図りながら施策を進め、質の高い住民サービスの提供に努めていきます。

現状と課題

本村は、「最上広域市町村圏事務組合」において、ごみ処理や消防等の行政事務の一部を共同で処理することや、国民健康保険等の事務を共同で行う最上地区広域連合を立ち上げ、事務の効率化を図ってきています。

近隣市町村と災害時は相互協力の協定を結んでいますが、いざ災害が発生した時の受動体制のガイドラインが作成されていません。

今後も、国地方とも非常に厳しい財政状況下においては、近隣市町村で共通する事務や重複するような経費は、広域的な対応によってできる限りの効率化を図りながら、質の高い住民サービスを提供していくことが必要です。

施 策 の 内 容

(1) 最上広域市町村圏事務組合の充実

村民の暮らしの安心・安全の確保、暮らしの向上のため、最上広域市町村圏事務組合の運営を支え、より一層の充実を図ります。

(2) 最上地区広域連合の充実

村民の健康維持・増進のため、最上地区広域連合へ人材を派遣し、充実を図ります。

また、今後の山形県広域連合運営の見直し状況を把握し、組織のあり方を検討します。

(3) 広域交流の拡大と相互連携の推進

最上8市町村の広域交流を拡大し、広域観光・交流事業・イベント等を含め、相互連携の拡充を図ります。

(4) 新庄最上定住自立圏形成推進会議の推進

新庄最上定住自立圏形成推進会議で策定された共生ビジョンにより、事業を推進し、連携を図ります。

(5) 災害時受動体制及びBCP（事業継続計画）の策定

災害等の際に、スムーズに支援の受け入れができるように災害時の受動体制の確立と、有事の際でも行政としての業務の滞り、もしくは、素早い復興ができるようにBCPを策定し、第1にライフラインの確保に努め、住民サービスを途切れることがないように他市町村とも連携を図ります。

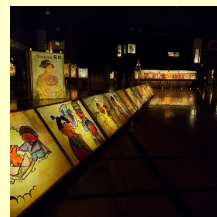
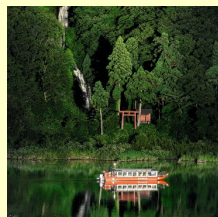
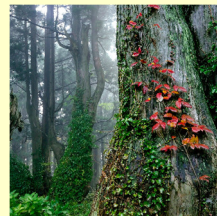
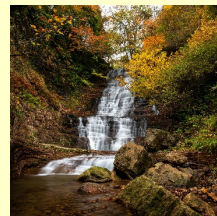
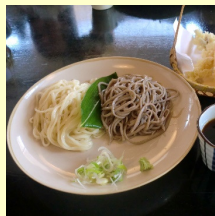
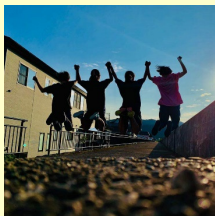
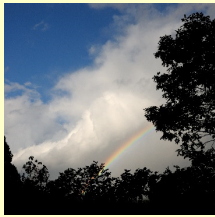
(6) 感染症予防対策

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症について最上管内市町村で統一した対応を図り、拡散防止及び予防に努めます。

また、感染症対策BCPを策定し、行政サービスの停滞を防ぎます。



※新庄市ホームページより



第3章

参考 資料

第5次戸沢村総合計画

第1節

戸沢村振興審議会条例、
委員名簿

1 戸沢村振興審議会条例

昭和40年6月28日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、戸沢村振興審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 村長の諮問に応じ、村振興計画の策定、変更、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行わせるため、戸沢村振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員15人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

- (1) 村議会議員
- (2) 教育委員会委員
- (3) 農業委員会委員
- (4) 公共的団体等の役員及び職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 7 条 審議会に専門の事項を調査審議させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は審議会の推薦に基づいて村長が委嘱する。

(庶務)

第 8 条 審議会の事務を処理させるため、所要の職員を置く。

2 前項の職員は、村長の同意を得て、村職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(雑則)

第 9 条 この条例に定めるものを除くほか、審議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 戸沢村建設審議会条例（昭和 39 年条例第 18 号）は、廃止する。

附 則（平成元年条例第 21 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 戸沢村振興審議会名簿

No.	区分	氏名	団体役職名
1	第1号 議会議員	加 藤 文 明	戸沢村議会 議長
2	第2号 教育委員会委員	荒 川 香菜子	教育委員
3	第3号 農業委員会	松 坂 雄 一	農業委員会 会長
4	第4号 公共団体等の役員及び職員 (地区会関係)	安 食 喜一郎	地区会長会 会長
5	〃 (福祉関係)	菊 地 英 司	社会福祉法人清流会 理事長
6	〃 (農業者団体関係)	早 坂 誠 也	農楽市 会長
7	〃 (製造業関係)	田 中 優 一	北部商工会戸沢支部 支部長
8	〃 (観光物産関係)	長 澤 絵 美	観光物産協会 職員
9	〃 (子育て関係)	高 橋 寿 恵	連合若妻会 会長
10	〃 (PTA 関係)	池 田 一 政	戸沢学園 PTA 会長
11	第5号 学識経験を有する者	村 松 真	山形大学 東北創生研究所長

※敬称略

第2節

諮問、答申書



1 第5次戸沢村総合計画（諮問）

戸まち発第41号
令和2年6月24日

戸沢村振興審議会
会長 加藤 文明 殿

戸沢村長 渡部 秀勝



第5次戸沢村総合計画の策定について（諮問）

戸沢村振興審議会条例（昭和40年条例第11号）第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問いたします。

記

○第5次戸沢村総合計画の策定について、貴委員会の意見を求めます。

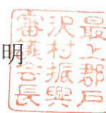
2 第5次戸沢村総合計画（答申）

令和3年1月27日

戸沢村長 渡部 秀勝 殿

戸沢村振興審議会

会長 加藤 文明



第5次戸沢村総合計画の策定について（答申）

令和2年6月24日付で諮問のありました第5次戸沢村総合計画の策定について、
別添のとおり答申いたします。

第3節

計画の策定経過

計画の策定経過

日 程	項 目
令和2年6月24日	第1回振興審議会（委嘱状交付・村より諮問）
令和2年7月7日	村長トップヒアリング
令和2年7月28日 ～8月17日	村民アンケート実施
令和2年9月29日 ～9月30日	各課策定ヒアリング
令和2年11月4日	地区会長懇談会
令和2年11月18日	第2回戸沢村振興審議会（素案審議）
令和2年11月30日	村議会議員全員協議会時に説明
令和2年12月16日 ～令和3年1月12日	パブリックコメント（意見聴取）
令和3年1月27日	第3回振興審議会（計画決定）
令和3年1月27日	村へ答申

村民アンケート実施概要

項 目	内 容
調査対象	1,500名（村内在住の18歳以上） ※性別・年齢・地区の人口割合に基づく無作為抽出（多段抽出法）
調査方法	郵送による配付・回収
調査時期	令和2年7月28日（火）～8月17日（月） ※最終到着分8月31日（月）
回答数	822票（回答率 54.8%）
調査の信頼性	回答数は、母集団（18歳以上 約4,000人）に対する統計上の一般的な要件（信頼度95%等）を満たしている（理論上の最大誤差範囲+ - 3.1%）。

第 5 次戸沢村総合計画

発行 令和 3 年 3 月

編集 山形県最上郡戸沢村 まちづくり課

〒999 - 6401 山形県最上郡戸沢村大字古口 270

TEL : 0233 - 72 - 2111 (代表) FAX : 0233 - 72 - 2116

E-mail : tozawa@vill.tozawa.yamagata.jp
